

第15回平成20年3月与謝野町定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成20年3月11日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時55分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	平野勝彦	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計管理者	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

5 . 議事日程

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 3 4 号 | 平成 1 9 年度与謝野町下水道特別会計補正予算 (第 4 号)
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 2 | 議案第 3 5 号 | 平成 1 9 年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2 号)
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 3 | 一般質問 | |

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。大変ご苦労さんでございます。早速、始めたいと思います。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第34号 平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案については、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

赤松議員、どうぞ質問席の方に。

10番(赤松孝一) 失礼します。今回の下水道特別会計補正予算について質問します。

まず1点、この分担金ですが、なかなかこの不況の中で徴収しにくいというふうに伺っておりますが、どのような今現状でしょうか、まず1点お尋ねいたします。

議長(糸井満雄) 小西下水道課長。

下水道課長(小西忠一) 赤松議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思いますが、受益者分担金、

10番(赤松孝一) 受益者分担金の12月末なら12月末、2月なら2月末時点での、本来いただくんならんと、まだもらえてない分と。

下水道課長(小西忠一) まことに申しわけございませんが、ちょっと今その資料を持ちあわせておりませんので、後で報告をさせていただきたいというふうに思います。申しわけございません。

10番(赤松孝一) そしたら、また後でさせていただきます、私も。その答弁をいただくと、次が出てこんので、ちょっと後にさせていただきます。終わります。

議長(糸井満雄) 質問を留保しまして、次の質問者に移りたいと思います。

質問はありませんか。

井田議員。

9番(井田義之) それでは下水道の補正予算について、質問をさせていただきます。

提案説明の中であった部分もあるかもわからないのですけれども、私の方の聞き落としであったらお許し願いたいというふうに思います。

まず1点、宮津の流域下水道の負担金ですけれども、600万円ほど追加になっております。以前も空水量はなしということでしたので、これについては使用料の収入が入ってきて、負担金がふえるというのが従来ならば普通なんですけれども、予算の中でも収入がかなりは多くて、負担金の方が少ないという状態になっておるといふふうに思うんですが、これについては、そういうふうに理解をしたらいいのか、収入と負担金の割合というのか、金額がわかればお願いをいたします。

議長(糸井満雄) 小西下水道課長。

下水道課長(小西忠一) 今回の追加の補正でございますが、一応この排水負担金につきましては、平成17年度までは計画水量でもって負担金を払ってまいりました。それで、その中では、まだそれでも旧でいきますと1市3町の負担金を出しても、まだ計画でも賄い切れないということで、府

の方で一時借り入れでしのいで、ずっとまいっておりました。それが18年度におきまして、ようやくそれが精算できるようになりまして、計画水量から実績に切りかわるような形で、18年度の決算におきまして一部は減額ができたところでございます。

それで19年度の予算でございますが、一応以前ですと計画水量でもっての予算ということで、これはもう変動がなかったわけでございますが、19年度から大体の実績見込みで予算の組み立てをさせていただいたところでございます。その中で私どもの見込みより、やはりちょっと維持管理費等が若干抜いておったということで、現在の予算での数字につきましては、ちょっと足りないということで補正をさせていただいたところでございます。

それで使用料との関係でございますが、今回追加をいたしましてもわずかな額ではございますが、約50万円程度は黒になるというような見込みを現在、まだ3月分が確定いたしておりませんのでわかりませんが、今の見込みでは50万円程度の黒字が、出るのではないかというふうに予測をいたしておるところでございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほどお聞きしましたのは、もう1つは結局負担料はふえると、こちらの使用料の分については収入増がないのかどうかということをお尋ねしたということですので、それに対する答弁をお願いいたします。

それからもう1点は、今回こうして34号、35号を先議すると言うのか、きょう特別に早くやるわけですが、一応、補助金の内示というのが確定をしたということで、することになったわけですけれども、それに対するあらかたのもう一度説明をお願いしたいのと。

それから、それによって工事の前倒しが行われるということですが、この工事の4130万円、これについてはどこで、どういう工事を前倒しされるのか、あらかたの内容をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 大変失礼をいたしました。ちょっと答弁漏れがございましたので、させていただきたいと思いますが、一応19年度の排水負担金が、大体1億8,565万円程度になります。

それで一応私どもが、収入といたしまして使用料を見込んでおりますのが、1億8616万円程度ということで差額が50万円ということが見込めるということで、先ほど申し上げたところでございます。

使用料につきましては、前年の実績から比べますと、大体1,000万円程度は伸びるんではないかなというふうに思っておるところでございます。

それから、一応補正でお願いしております事業費の関係でございますが、先般、国・府の方から追加内示がございまして、1,500万円の入りで補正をお願いしとるところでございますが、それに対する事業費でございますが、前倒しでちょっと計画をいたしておりますが、19年度に施行しました舗装の復旧工事を、メイン路線でございますが、国・府道のメイン路線約1,100メートル、1.1キロぐらい、面積にしまして6,200平米の部分の施工を前倒しでやりたいというふうに考えておるところであります。

そのほか、一連の19年度に執行しております部分の変更等の精算も、あわせてお願いしてるところでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほど言いました収入と支出の差はあれなんですけども、結局、普通は支出の方が負担金が出てくるわけですね。そうすると、こちらで使用料が幾らか補正があって、その補正に見合っただけが出てくるというのが、この使用料と負担金の割合についてそういうことだと。それで使用料については、もう既に予算の中にその使用料が入っておったので、もう使用料は上げなくて、収入の方は上げなくて、支出だけをふやしたということかどうかというのを聞いてみます。

それからもう一つ、時間的なものもありますので、1,100メートル、6,200平米ほどの舗装をするということなんですけど、4,130万円については新たな工事ではなしに、従来のできておる工事に対する舗装の分をやると、それから精算をするという格好で、新たなところについての取り組みではないというふうに理解したらいいわけですね。そんならもう一度、答弁をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 排水負担金の関係でございますが、これで一応大体確定がいたしましたので、今回補正で上げさせていただいたところでございますが、使用料の関係につきましては、まだ3月分が今検針を終えて、これから賦課するという中でまだ一応補正までは、ある程度の見込みは立てておりますが、まだ確定いたしておりませんので、今回の補正では、計上はさせていただいてないというところでございます。

それから工事の関係でございますが、新たな管渠工事を前倒しでやるというのではなくて、19年度施工しました舗装をメイン通りにつきまして、それを本来ですと20年度に大体やるんですが、先にさせていただくということで、これはもちろん繰り越しにはなりますが、そういうことでご理解をいただけたらというふうに思っております。

9 番（井田義之） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

ちょっと待ってくださいよ。さっき赤松議員が負担金の問題について言っておられたんですが、その辺はいかがでしょう。回答は出ますか。

それでは質疑がまだ少し残っておりますので、議長がちょっと間違えておりました、答弁を求めます。

小西下水道課長。

5分程度、暫時休憩します。

（休憩 午前9時40分）

（再開 午前9時45分）

議長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

赤松議員、質問席へ。

10 番（赤松孝一） 再度させていただいたらよろしいですか。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

それでは、小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 貴重な時間、休憩をいただきまして、まことに申しわけございませんでした。

それではご質問の受益者分担金の状況でございますが、一応、現年度分で負担金、これは公共下水道分でございますが、調定がちょっと丸めますが3,020万円でございます。それで19年度の収納、若干まだこれから数字がありますので見込みでございますが、2,910万円という収納見込みを立てておるところでございます。

それから分担金でございます。これが特環の方の分担金でございますが、5,620万円の調定に対しまして4,950万円の見込みということで。

10番（赤松孝一） 現年度分ですね。

下水道課長（小西忠一） そうです。以上のような状況でございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） ちょっとこれは私も野田川町時代からのことなんで、うろ覚えの部分もあるんで確認するわけですが、当時、供用開始が始まってから、3年以内におさめていただいたら結構だということだったんですが、なかなか3年以内におさまらないというようなことがありまして、そのまま残っている部分が、結構、私の近所の方々と話をしましても、まだ払えてないとかあるんですが、そういった部分は全部くくって現年度分になっているのか、その辺のところか。

だから私が聞きたいのは、ことし対象になった部分が、今でいきますと例えば3,020万円に対して2,910万円とか、5,620万円に対して4,950万円なんですけど、本来ならもう既に徴収済みになっている部分が、特に野田川、加悦におきましては、比較的町民の方々に払いやすいような制度になっていたと思うんで、旧岩滝とは随分と差があったなというような記憶があるんですが、この点につきまして、どのように整理されているのか。いわゆる猶予された分がどうなっているのか、そしてそれはどのように徴収されているのか、どれぐらいの金額がまだ未徴収で残っているのか、この点についてお尋ねをしたいわけなんです。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまのご質問でございますが、現年度分にかかる部分というのは、どの部分であるかというようなご質問だろうと思いますが、一応この現年度分と申しますのは、現在、新町になりまして賦課をさせていただきますのは、供用開始をいたしましてそれを3年間、1年を10回に分けて30回払いでお世話になるということでございます。

例えば、それで19年度から発生いたします部分につきましては、19年度部分が現年度分に該当するというので、あと2年間部分はまだ先の20年度、21年度賦課ということで、この数字には含まれておりません。それから、過去3年以内の部分につきましては、2年目、3年目の19年度部分が、現年度部分として該当してくるということで、そのような形になります。

それで、それ以前の部分につきましては、すべて滞納分ということでございまして、ご指摘のように一応滞納分が現在合わせまして、それが3,400万円ほどございます。私どもの方も徴収に向けて、毎月とはなかなか行けませんが、徴収の方も行ってるところでございますが、過去におきましての分担金、一度きりなんでございますが、なかなか大きな土地の面積をお持ちの方はかなりの額がかかってくるということで、経済情勢等もございまして、なかなか実際の数字として、収納に反映されとるところまでは至っていないのが現状でございまして、この部分に

つきましても現在100万円ぐらいの回収ということで、非常に少ない部分でございますが、依然としてそういった部分が残るとということでございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） これ基本的には、私が以前払った当時は1回で払ってもよし、分割でもよしでありましたが、1回で払うといわゆる奨励金ですか、何%かの戻りがあったりしまして、基本的には1回で払うというふうなことを確認したんですけど、現在は1回で払うというような制度はもうなしで、全員がこの30回分割なのか、ちょっとその1点と。

それから今聞きますと3,400万円残っておる分が、ことし中に100万円ぐらい見込めるかなというように聞こえたんですが、この点については督促とか、そういうようなものが来ていないと言われるお家があるんです、何も。だからいわゆる数年前に来たときには、もう払わなかったと。その後、何回か来たけど、今は来ませんよというお家もあるんですが、いわゆる管理が本当にできているのかなとちょっと不信を抱いているんですが、この点につきまして滞納の家庭というか世帯には必ず督促の請求は行ってるんでしょうか、この点をお尋ねします。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまのご質問でございますが、前納報奨金制度、これは新町になりましてもでございます。それで選択で一括でお納めになりましたら、報奨金も出させていただきますし、それはもう旧町と同じように残っておるのが実態でございます。

それと滞納部分の督促の関係でございますが、ご指摘のとおり十分にそれができておりません、実態といたしまして。まとめて催告的な部分でのお知らせとか、そういった部分はしておりますが、必ずしも十分に督促ができておるという実態ではございませんので、今後それはもうきちっと整理をさせていただきたいなというふうに思っておりますのでございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） それと次に今回の補正では、水洗便所改造等資金の利子補給金が19万8,000円減額されているわけなんです、この利用状況につきまして教えていただけないでしょうか。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 今回の予算で、減額の予算を上げさせていただいておりますが、通常1月から12月分の利子を後でお返するというので、大体整理ができましたので、予算に対しまして不用額が出ましたので、今回減額をさせていただいておりますが、現在19年度におきましては、若干ちょっとあれですが1月末現在で18件の申し込みがっております。それから前年度の同月比で15件ということで、単年度いきますと、そういう形で推移をいたしておりますのでございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 町長もしくは副町長にお尋ねと言いますか、ご意見を伺うんですが、やはりこのように下水道が年間、年間に大変な工事をして、先行投資をしているわけですが、どうも当初のころの意気込みとは違って、全町を挙げたような取り組みになっていないんじゃないかと。ましてや本来、集金すべきものが請求できていないということからして、また、なおかつ供用開始になっておるゾーンでありながら、ほとんどされてない地域もあるということから考えまして、非常にこれはいわゆるお金が有効に生かされてない、対費用効果が生まれてきてないというふう

私は思うんです。

ましてや今回のように、本来、請求すべきところに請求できていないようなことにつきまして、やはりこれは1課だけの問題ではなしに、やはり町としてこの下水道事業に対する取り組み姿勢が、若干ここ合併後、ちょっと意識が希薄なんじゃないかという気がします。

しかし、やはりこれは環境浄化の問題、また、このたびの天橋立の遺産問題にしましても、非常に大きな地域の環境問題でありますので、やはりこれにつきましては並々ならぬこの事業に対する推進のご決意を示していただきたいと、かように思うわけでございますが、いかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） ご指摘のとおりだというふうに思っております。分担金もですし、それらに対する督促と言いますか、どういう状況になっているのか、私自身もまだきちっと把握もしておりませんので、それらの部分についても欠けたところだと思っておりますので、それらも含めて接続を一日も早くしていただけるように、例えば接続がならないところについても、どういう理由でそうなのかというふうな点もできるだけ把握した上で、1人でも、一日でも早く、接続していただくような努力をさせていただきたいと思っております。

1 0 番（赤松孝一） 以上で終わります。

議 長（糸井満雄） 大変失礼しました。

改めて、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第34号 平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第35号 平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森本議員。

1 4 番（森本敏軌） それでは議案第35号、農業集落排水特別会計について何点かお尋ねをいたしましたというふうに思います。

今回、事業補正で2,323万円補正計上されまして、前倒しでの予算だというふうにお聞き

をしております。当初予算で、工事請負費だけになりますけれども2,009万円上がってまして、それから12月の1号補正で7,500万円ほど、これも前倒しだというふうなことで計上されておりますし、今回、工事請負費2,140万円ほど予算が計上されたということでありますけれども、今回繰り越して、1億1,700万円ほど来年度に繰り越すという状況で、工事請負費を計算しますと、ちょうど同じぐらいの金額になるということで、この工事請負はすべて来年度の事業になるというふうに認識をするんですが、そのような状況で間違いはないでしょうか。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 議員さんご質問のとおりでございます。いわゆる環下工事等につきましては、すべてを一応繰り越しをさせていただきたいというふうに思っています。

当初におきましては、一部でも早くから環下工事に入っていきたいという目標があったわけですが、現地を踏査しますと非常に起伏等が複雑なところもございます。一部分ずついきますと手戻りが生じるおそれもあるということで、全体的に公共枿のいちからすべてを調査して、管渠の深さ等も全部設計図書を入れてから工事に入る方が手戻りがないだろうということで、いったん設計をすべていたしましてということで、その後、工事に入るということで、繰り越しをさせていただいたところでございます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

14番（森本敏軌） 慎重に、後戻りしないようにということで、工事を進めていくというふうな状況だと思うんですが、これは19年度からたしか24年度までの6年ぐらいの計画で、完成を目指しているというふうに認識をしておるんですが、こういった状況の中で、この繰り越しが来年度いつごろまでかかって、来年の予算を見ても若干また予算もついてますので、予定どおり工事が進んでいくのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） この事業につきましてはご質問のとおり、平成19年度から24年度までの6カ年の事業でございます。それでご心配の点であろうかと思いますが、一応、今回繰り越した部分につきましては、20年度中にそれは必ずさせていただきまして、施工の方はきちっと、繰り越した分につきましては20年度中には必ずしていききたいというふうに思っておりますし、20年度予算でもついておりますので、それも消化をしていききたいなというふうに思っております。現在、一応予定どおり最終の24年には間に合うような形で考えておるところでございます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

14番（森本敏軌） わかりました。

それではちょっと具体的にと言いますか、大体今、虫本、奥手、湯の谷あたりが対象になると思うんですが、どのあたりから工事を進められていくのかということと、それから処理施設については、どこの辺に予定されておるのか、その点だけお尋ねしときたいと思います。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 工事の着手の状況でございますが、まだ現在のところ、どこからしていこうという具体策は持っておりません。それと処理場の場所の関係でございますが、大体奥手と湯の谷の間ぐらいの位置的なところに、処理場をつくってまいりたいというような考えを持っておりま

す。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 4 番（森本敏軌） なかなか、いろいろと起伏があつたりとかいうことで難しい点もあるかと思いま
すけども、予定どおり進めていただいて、できるだけ早く供用開始ができますように申し上げま
して、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） それでは質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第35号 平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、
原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 一般質問を行います。

16人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により順次質問を許します。

まず、17番、服部博和議員の一般質問を許します。

17番、服部博和議員。

なお、議員さんにちょっとお願いをしておくんですけども、途中でちょっと休憩を挟むかも
わかりませんので、もしそういう事態になったときには、ひとつご承知願いたいと思いますので、
よろしく願います。

1 7 番（服部博和） 私は通告に基づきまして、「京都府丹後地域公共交通総合連携計画を問う」と題
しまして、町長にお伺いしたいと思っております。

今日、少子高齢化が急速に進む中で、環境と調和した持続可能な社会を実現するために、さま
ざまな取り組みがなされておることはご存じのとおりでございます。

そのような社会情勢の中で、鉄道やバスなどの公共交通は経済活動を支えるとともに、安全で
安心な身近な交通手段として重要な役割を担っておるわけであります。

とりわけ鉄道は、輸送効率が高くエネルギー消費も少ないことから、環境に優しい極めて重要
な庶民の足として、地域の発展には欠くことのできない社会基盤であると確信をしておるわけ
でございます。そのため、あらゆる場所において、また機会あるごとに、多くの人々に声高らかに
訴え続けてまいりました。またこれからも、さらに声を大きくしていかなければ、ならないん
ではなかるうかなというふうに思っております。

しかし、その鉄道もかつては国鉄が走り、客車のみならず貨物列車も乗り入れておりました。
その上、加悦鉄道も健在であり、地場産品の丹後ちりめんを京都へ出荷する手段として活躍をし

ておったわけでありませう。また、宮津や峰山の高校へ通う学生たちの足として、大きな役割を果たしていたことはご存じのとおりであります。

しかし、急速に少子高齢化が進むと同時に、モーターゼーションの進展、道路網の整備などさまざまな要因の中で、公共交通の利用者は激減してまいりました。1990年、国鉄の赤字路線切り捨てのあおりを受けたのを機に、地元住民の熱い期待を一心に受け、マイレールとして華々しくレビューいたしました北近畿タンゴ鉄道であります。が、現実には厳しく、設立以来、赤字決算が続いております。また、利用者も平成5年度の303万人をピークに毎年減少を続け、平成18年度には194万人となり、運輸収入が10億3,800万円まで落ち込んでおるわけでございます。また経常赤字は、17年連続で計上されるというありさまであります。

このような状況下から一刻も早く脱却すべく、役員、社員の方々が一丸となって利用者拡大の取り組みが行われてきております。京都市内にあった本社を福知山に移し、車両改装のためのMF車トレインオーナーの募集や、沿線の話題をホームページで乗客らに紹介してもらおうプログ駅長などを実施し、鋭意努力を重ねてきておられるわけでございます。その結果、平成19年度には対前年度比、わずかですが増加をみております。しかし、先行きは決して明るいものではないというふうに思っておるわけでございます。

また、それらに加え包括外部監査におきましても、保有車両の劣化や信号保安設備について更新の問題が指摘されており、将来にわたって基盤整備等をどのように整備していくかが大きな課題を抱えておるわけでございます。さらに一説には、由良川鉄橋の耐用年数問題がささやかれており、架け替えには莫大な資金を要するため、舞鶴路線の廃止もささやかれるようになってきております。

そんな四面楚歌状態の中であって、国土交通省から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が、平成19年10月1日に施行されたのを受け、これにいち早く名乗りを挙げられ、本年1月18日、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町が連携して取り組む地域公共交通連携計画が、承認されたわけでございます。この企画は平成17年11月に、わかりやすく使いやすい公共交通ネットワーク実現会議として、関係市町、京都府、交通事業者、利用者、有識者などにより構成されており、我が町からは太田町長がメンバーとして参加されております。近い将来、実施されるであろう公共交通の整備、見直しを視野に入れ、その受け皿となるべき組織を立ち上げて、今日このときに備えられてきたわけであります。

この計画は、地域の多様な関係者が連携し、観光に伴う利用も踏まえつつ、地域におけるさまざまな公共交通の利便性向上のための取り組みなどを定めており、本地域におけるより効果的、効率的な公共交通ネットワークの構築に資するものとされております。

具体的には、鉄道、バスにおけるパターンダイヤの導入、接続改善、企画乗車券の充実、バス停の移設、路線、乗り換え、ダイヤなどの情報提供の充実、駅の美化、植栽、利用者マナーの向上等々、交通システムを構成する基礎的な部分に立ち返って、種々の改善を図っていくということになっており、これによりわかり安い、使いやすい公共交通ネットワークの実現を目指しておられるわけでございます。

そこで、まず第1点目として、丹後地域におけるわかりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議の現状や活動状況、実績、それから今後の計画等をお伺いしたいと思っております。

次に、この制度を活用することにより、与謝野町の玄関口であります野田川駅周辺整備はどの程度できるのか。また、現在、天橋立駅まで完成している電化を野田川駅まで延伸し、乗り換えなしで京阪神に行くことができる始発、終着駅構想もこの制度に乗せることが、可能になるのではないかなというふうに思っております。

私は昨年的一般質問におきまして、野田川駅裏に第2バイパスを通す計画を、質問させていただいたことがございます。そのときの質問を要約してみますと、1つ目は、府道宮津養父線の拡幅整備が行われておりますが、一番ネックとなる野田川駅前付近は家屋が連檐してある関係で、予算上困難であると思われる。

2つ目、野田川駅裏には旧加悦鉄道の用地があり、現在、与謝野町が府より貸与され保有をしております。

3つ目、この用地を活用し宮津養父線のバイパスを通すことにより、駅裏への車の乗り入れが可能となる。

4つ目、付近には駐車場となり得る用地がたくさんあり、その用地で駐車場を確保することにより、パーク・アンド・レールが可能となる。

5つ目、今まで開札は駅の正面のみでありましたが、駅裏からの乗車が今月15日より可能になる。そのため一層便利さが増す。

6つ目、今まで宮津橋立駅には、ほとんどと言っていいほど駐車場がありませんでした。そのためパーク・アンド・レールは成り立たなかったわけですが、大駐車場を持った野田川駅より始発電車が出ることにより、本格的なパーク・アンド・レール構想も可能となると思っております。以上、ざっとこのような質問でありました。

これに対し町長の答弁は、余りにも壮大な計画であり、今すぐ答弁はしかねるが考慮してみたいというものでありました。確かにあの時点では、考慮するという答弁しかできなかったのではなからうかと思っております。ですが先ほど申しましたように国土交通省近畿運輸局より、平成20年1月18日付で、地域公共交通総合連携計画の承認を受けることができたわけですので、これを機に、さらにもう一步踏み込んだ答弁がいただけることと思いい、再度質問させていただいているところでございます。

最後に、与謝野町としてマイレールKTRの維持、存続をどのような施策をもって取り組んでいこうとされるのか、お伺いしたいと思います。

地方に住む私たちの交通手段は、やはり自動車に頼らなければならないのであります。病院に行くにしても買い物に行くにしても、また毎日の通勤にも、自動車は欠くことができない唯一の交通手段なのであります。

それに追い打ちをかけているのが、ガソリンの高騰であります。レギュラーガソリンが1リットル当たり150円を超える価格となり、食料品や衣料品の値上がりとあわせると、家計を大きく圧迫していることは周知のとおりであります。そのため少しでも自動車の使用を控えようと思っても、それにかわる代替交通がないというのが現実であります。

例えばKTRの場合、野田川駅での一番列車は、朝6時8分の上り普通列車で始まりますが、この後、本数が非常に少なく、通勤通学の時間帯ですら、約30分に1本というありさまであります。これが昼間になりますと、約1時間に1本というありさまでございます。新幹線でも約

5分間隔で運行されている地域との格差を、いやが応にも痛感せざるを得ないのであります。

また例えば時間を調整し、KTRを利用して目的駅まで行ったとしても、そこからのアクセスがなく、徒歩か、高くてもタクシーに頼らざるを得ないのであります。そのためどうしてもマイカーを使わざるを得ないのが、現実ではなかるうかなと思っております。

地域の鉄道は地域の樹民によって守るといのが、原則だと言われておりますが、このような使い勝手の悪い状況にあっては、ついついマイカーに頼ってしまうのは、いたし方ないことであり、利用しないから改善できない、使い勝手が悪いから使わないという悪循環になっておると思っております。

そこで、KTRの存続をどのようにして進めていかれるおつもりかお伺いし、1回目の質問を終わりたいと思います。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 今、服部議員の第1回の質問が終わりました。

質問中ではありますが、ここでいったん途中の休憩をとりたいと思います。

答弁は、休憩再開後、答弁を求めたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは45分まで、暫時休憩をいたしたいと思ひます。休憩します。服部議員、よろしくお願ひします。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時45分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 服部議員ご質問の「京都府丹後地域公共交通総合連携計画を問う」の1点目、わかりやすく、使いやすく公共交通ネットワーク実現会議、丹後地域の現状につきまして、お答えいたします。

当会議はおっしゃるとおり平成17年11月、公共交通ネットワーク全体を利用者にとって最適なものに改善していくため、京都府を中心に交通事業者、地元自治体を構成員として、新たに設立されました。

背景といたしましては、旧京都交通株式会社の会社更生問題を契機に、京都府中北部の生活交通の再編を実施された経験をもとに、丹後地域においても北近畿タンゴ鉄道、路線バスの利用者減少、赤字額の増加といった課題を解決していこうというものでございます。

会議の目指すべき方向性は、その特徴は会議名にありますとおり、利用者にとってわかりやすく、使いやすい公共交通を、ネットワーク全体として広域的な観点から改善することにより、利用者の増加を図ろうとするもので、失敗を恐れず、できることから実施し、さらに改善、実行を繰り返していくことにしております。

平成18年5月からは、地域住民の代表、経済団体、商工観光団体、旅行会社、有識者の皆さんに委員として参画いただき、改めて徹底した実態把握をもとに改善策を検討し、平成18年9月には、改善実行計画中間案としてまとめられたところでございます。

改善実行計画の内容といたしましては、利用者の視点に立ってダイヤ、運賃、駅・停留所、車

両、情報といった、交通システムを構成する基礎的な部分に立ち返って改善を行うこととしており、大規模な設備投資や駅前開発といったものではございません。会議では、鉄道事業者、バス事業者、自治体などそれぞれの立場で、できることから改善を実施し、会議で報告し、そして改善提案、実施と繰り返されているところでございまして、北近畿タンゴ鉄道におかれましては、接続のとれたダイヤ設定、特急車両の有効活用、企画乗車券の販売などにより、平成19年度の利用実績が増加に転じている見込みとお聞きしております。

また、バス事業者におかれましても集客施設への乗り入れ、バス停の移設等により利便性の向上が図られていることを報告いただいております。

本町につきましては、平成19年度野田川駅整備事業といたしまして、限定された利用者専用ではございますが、自転車道側への出入り口の新設、自転車置場の新設、観光看板の改修、待合室の環境改善などにより、利用者の利便性の向上を図ったところでございます。

また、待合室の奥にあります展示室につきましても、与謝野町観光協会とNPO法人加悦鉄道保存会のご協力によりまして、丹後山田駅資料室の常設展示ということが実現いたしました。

このように鉄道、バスといったそれぞれの輸送形態ごとではなく、公共交通にかかわるさまざまな関係者が一堂に会して、地域の公共交通全体について再生、活性化に取り組んでいる事例は、全国においても先進的なものとお聞きしており、この改善実行計画が平成19年10月に施行されました、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通総合連携計画として、国土交通省のご承認をいただいたところでございます。

これによりまして今後、この改善実行計画に基づく事業につきましては、国の地域公共交通活性化再生総合事業として3年間、国の支援を受けながら事業を実施することが可能となります。

なお、補助金の交付は、法定協議会に対して行われることになっております。したがって、この支援制度の対象となる事業は、改善実行計画に基づいて公共交通ネットワーク実現会議として実施する事業であって、さらに補助要綱に示されております対象事業ということになります。

例として申し上げますと、鉄道、バス、乗合バスの実証運行に要する経費、待合環境整備に要するそうした経費、公共交通サービスに関する情報提供に要する経費、パーク・アンド・ライド、サイクル・アンド・ライド促進に要する経費、乗継割引運賃設定、企画切符発行、企画サービス実施等サービス向上に資する、そうした事業に要する経費等となっております。今後、事業者や自治体、関係者の皆様により、具体的な事業を年度ごとに検討し、申請していく予定となっております。

次に、2点目の電化に要する費用も補助対象かというご質問についてでございますが、これは鉄道事業者の設備に対する支援となりますので、現在の鉄道軌道近代化施設整備補助、来年度からは鉄道軌道高度化事業費補助の支援メニューに該当することになります。

この公共交通ネットワーク実現会議におきましては、先ほど申し上げましたとおりダイヤ、あるいは運賃、駅・停留所、車両、情報といった交通システムを構成する基礎的な部分に立ち返って改善を行うことにしておりますので、電化につきましては改善実行計画の趣旨とは異なるものと考えております。

なお、電化の実現性について申し上げますと、北近畿タンゴ鉄道が現在大変厳しい経営状況にある中で、今後、KTR全体として重要課題の解決、施設整備、更新計画など総合的な議論が必

要でありまして、電化だけに絞った議論をすることは困難であるというふうに考えております。

仮に電化工事を行うとすると軌道設備や、あるいは電気設備、保安設備等、宮津線全線の対応が必要となります。また、電気設備の技師、あるいは電車の運転手、車両設備に至るまで、すべてを見直す必要があり、膨大な資金調達と今後の運営費高騰が予想されます。これらはKTR単独では到底不可能であり、また、京都府を初め沿線自治体の合意が必要となりますので、現時点では電化は極めて困難であるというふうに考えております。

次に、2点目の本庁としてKTRの維持、存続を、どのような施策をもって取り組むのかというご質問でございますが、行政といたしましては安全運行確保、鉄軌道、それから橋梁、トンネルなどの設備の維持、整備に対しまして、沿線のすべての自治体によって整備していくことが大事でございます。KTRはこれらの施設を利用し、旅客を運送することで、収入を得て会社を営営することになりますが、ご存じのとおり赤字でございます、平成18年度においても5億円近い金額を、京都府沿線自治体によって支援をしているところでございます。利用者の減少、あるいは赤字額の増加傾向が続いておりますので、大きな枠組みといたしましては、わかりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議の趣旨に基づき、取り組んでいくこととなりますが、やはり便利な乗り物にすることで利用者をふやすことが、大事であるというふうに考えております。

これまで「乗って残そうKTR」などの啓発も行ってまいりました。もちろん啓発を行うことは重要でございますが、自家用車が圧倒的に普及した現在において、乗って残そうと啓発するだけではなかなか乗っていただけません。便利な乗り物、使える乗り物でないと、移動手段として利用者に選択されませんので、そのような乗り物になるように改善を実施することが、大事であるというふうに考えております。

その中で行政の役割といたしましては、KTRが実施する利便性向上策に対して支援を行うこと。また、多くの住民ニーズをとらえること。そのことをKTRに届けると同時に、一緒になって改善策を検討し、行政として担えることを実施すること。便利であることを多くの住民に伝えることなどを基本に、野田川駅舎の維持管理とあわせて、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、駅までの移動手段がない、駅を降りてからの移動手段がないという声をよく聞きます。鉄道のみにとどまらず、ネットワークとして公共交通全体の利便性を向上することが大事で、12月議会でも答弁いたしましたとおり、本町におきましては、地域の交通は地域みずから考えるという趣旨のもと、与謝野町地域公共交通会議を立ち上げましたので、この会議を中心として福祉有償運送、地域内の路線バスも含めまして、利用者にとって最適な便利な公共交通ネットワークの実現をめざし、あわせて鉄道の利用促進にもつながればというふうに考えているところでございます。

以上、服部議員のご質問のお答えとさせていただきます。

議長（糸井満雄）

- 17番（服部博和） 今町長の方からいろいろと答弁をいただきまして、私もいろいろと参考資料を取り寄せまして読んでおりました。町長の答弁のとおりだろうというふうに思っておるわけでございます。

しかしながら、やはりこの田舎と言いますか、公共交通の発展してないこの地域にあって、やはり公共交通を求める声というのは、年々ふえてくるだろうというふうに思っております。先ほども若干申しましたように、マイカーが大変普及しておるわけでございますけれども、やはり高齢化ということで、マイカーに乗れない方がふえてきておるということも確かであります。また、無理して乗っておって交通事故がふえるということも、警察のデータなんかによっても、高齢者の交通事故がふえておるのは明らかであります。

やはりそのためには、どうしても公共交通をもっともっとふやしていかなきゃならんわけでございますけれども、やはり物理的に人口が少ない、その中に公共交通を回しても、やはり空気を運んでいるようなもんだというようなことも実際体験もしておりますし、目の当たりにもしておるわけでございます。

しかしながら、大きな観点で考えてみますと、やはり1990年の時点との対比で、今年度から6%のCO₂を削減しなきゃならんということが、いよいよ今年度から始まるようでございます。これはCOP3の京都議定書で締結されたことが、いよいよ本年から始まるようでございますけれども、このCO₂の排出量というのは、当然、工場等からの噴煙の含まれる量も相当数あるわけでございますけれども、マイカーの排出する排出ガスから出るCO₂の量というのが、大半を占めておるということは、既に多くの方から言われておることでございます。

やはりそういう観点からも考えましても、最近ではいろんなところで温暖化の問題もかなり国民の間にも浸透してきとるようでございますけれども、実際、日常生活の中では、マイカーを使うということが日常茶飯事であるわけございまして、そのためにはやはり公害を出さない、そして非常に大量輸送ができる鉄道、もしくは大型バスというようなものが、今後は重宝されなければならないのではなからうかなと思っております。

そういう環境整備の問題から切り口をとらまえてみても、やはりもっともこのKTRの利用というものに関心を持ち、また、それが利用しやすい環境をつくっていくということは、もう後がないというふうに考えておるわけでございます。それに採算性という問題と、どういうふうに整合性をもっていくのかというようなことになりましたならば大変難しい問題で、私もわからない問題でありますけれども、やはりこの地球を子孫につないでいくためには、どうしても環境の問題は、考えていかなきゃならない問題ではなからうかなというふうに、今考えておるわけでございます。

与謝野町の職員さんを対象に、ノーマイカーデーというのも取り入れられておるように聞いておるわけでございますけれども、これもお題目だけと言えば大変失礼になるんですけども、実質が、あんまり伴っていないのではなからうかなというふうに考えておるわけでございます。やっぱりこういう問題を抜本的にやっっていこうと思いますと、やはりそれなりの、この庁舎内での取り組みというものが、大切になってくるのではなからうかなと思っております。

例えば私も毎朝出会うんですけども、岩滝の職員さんが自転車で通っておられるのを目の当たりにして、ああ、立派なことやなというふうに感心しておるわけでございますけれども、春や秋なんかは大変気持ちがよくて、いいだろうと思っておりますけれども、夏に実際、自転車で岩滝から通ってくるということになりますと、相当汗をかかれるのではなからうかなと思っております。やはりこういうノーマイカーデーをやっっていくと同時に、自転車で来られる方を促進されるなら

ば、当然、役場の中にシャワー室を設け、着がえができるロッカー室まで設けていかなければ、この取り組みなんていうものは、やはり絵に描いたもちではないかなというふうに思っております。

また、日ごろの対応といたしましても、通勤手当が出ておるだろうと思います。2キロ以上の通勤者には、交通機関は何を問わず通勤手当が出ておるだろうというふうに思いますけれども、マイカーで通勤する方には通勤手当はゼロ、それからバイクで通う方には半額、それからいわゆる自転車で通う方なら今までの倍額というような、やはりこれにもめり張りをつけなければ、どうしてもぎりぎりと言ったら失礼になるかもわかりませんが、できるだけ始業時間に近いときに出てこられるようなマイカー通勤というものを、続けるのではなからうかなというふうに思っております。

そういうような問題も、すべて各事業所ごとに取り組んでいただけるような、そしてその先鞭をつけるべく、この庁舎内で取り組んでいただく必要が、あるのではなからうかなというふうに思っております。それによっていろいろと各企業に対しましても、そういう取り組みの割り当て等も促進していただこうような対応というものが、必要になってくるのではなからうかなというふうに思っております。

どうしてもなくしてはならないKTRでございます。また、それに伴う駅までの交通機関というものも大切になってきて、今町長の答弁でもおっしゃっていただきましたように、いろいろと工夫を重ねていっていかなくやならんと思いますけれども、やはり本丸でありますKTRの存続というものに主眼を持った取り組みを、していただきたいというふうに考えておるわけでございます。

ところで、先ほどの電化の問題でございますけれども、私はちょっと聞き漏らしておったような状況でございます。何だかの補助金では、該当するということでございましたけれども、その後、わかりやすい、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議の協議会における補助金では、対応できないというような答弁だったのではないかなというふうに思っておりますけれども、その辺のところをもう少しわかりやすく、ご答弁をお願いをしたいと思っておりますのと。

それと、やはり鉄道の輸送運賃だけで採算を合わすということは、なかなか難しいですけれども、それと附帯した事業というものも、いわゆるかなりの利益を上げる収入の方に、入ってくるのではなからうかなというふうに思っております。いろいろこの資料の中にも、売店の設置だとかというようなことも、それから地域の弁当の販売だとかというようなこともありますけども、こういった運賃収入以外の収入というものも、当然、積極的に考えていかれる必要があるのではなからうかなというふうに思っております。

最近、横浜駅だとか東京駅の中には駅中と言うて、駅の中にデパートとか物品販売所を設けることが、一つのトレンドとなっているようでございます。そういうような問題もあわせて、小さな駅中というような感じでつくっていく。また、駅がコミュニケーションの場所になるような取り組みも、町を挙げてやっていくというようなことも、必要になってくるのではなからうかなというふうに思っております。そういうような取り組みが行政として、駅を持つ与謝野町として、お考えになっておるのか。その2点をお伺いしたいというふうに思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず、1点目の件ですけれども、環境整備の視点からこうしたことを考えていく必要性というのは、大変重要な視点であるかというふうに思います。

ただ、今言いますように高齢化が進む中で、KTRに乗るためにそれぞれの地域から駅まで行く。その足の確保すら今できてない状況の中で、KTRのそうしたことを考えます改善実行計画、これは全体のKTRや路線バスやそうした広域的な中での手だてを、利便性を図るために考えていくということでございますし、町が立ち上げました与謝野町の地域公共交通会議といえますのは、それを具体的に、今走っております路線バス等に、どのように地域からつないでいくかというふうなことを、今考えていこうという、そういう会議でございます。

ですから、具体的にそれぞれの地域に出かけまして、今どういう状況か、また、どういうことを望んでおられるか、これからそうした作業に入っていきたいというふうに考えております。そして何らかの路線を何本かつくって、既存の今走ってますバスにつないでいくというような形で確保を、まずしていきたいというふうに、そういう方向で今会議を進めております。

先ほどおっしゃいましたように、役場の中でのノーマーカーデーというのはちょっと意味が違いまして、できるだけ公共交通に乗って役場へ行こうという、そういうものでございまして、大体が路線バス、それぞれの職員が自分の都合のいい日、都合のいい方法でもって、通ってみるということをやったということございまして、継続して進めているということでは今のところございません。ただ、そうした公共交通を考える点で役場の職員みずからも、どういう状況なのかを把握してみようということで、時間的にどうなのか、あるいは乗客はどれくらいおられるのかというようなことを、自分たちで体験してみようということでやりました中身でございます。

しかし、できるだけCO₂を排出しない方法を、今後も考えていくということは、これは大事なことでございますので、またそれらについても一度検討をしてみたいというふうに思っております。

それから先ほど申し上げました鉄道事業者の設備に対する支援、要するにKTRの会社が行いますそうしたものについての支援といえますのは、軌道近代化施設整備補助ということで、来年からは鉄道軌道高度化事業費補助という、そういうメニューがございますけれども、これもいろいろと今までに取り組んでおります車両をかえていくだとか、それから鉄道敷の中で事故防止のそうした機器を取りつけるだとかというような、そうしたKTRに関する中でのそうした、もう既にこの補助を受けながら改修を行ったり、事業を行ってるわけでございますので、その中にこの電化に対する費用ということも入ってくるかというふうに思いますけれども、今KTRの先ほど申し上げましたような状況の中で、赤字を抱えてというような状況の中では、こうしたことは到底考えられないという答弁をさせていただきました。

今考えておりますのは、先ほど来申し上げましたように公共交通ネットワークの実現会議の中で、ある程度の広域的な北部の公共交通をどのように改善していくのが、利便性を高めることになるのかということ協賛する、そうした会議の中では、先ほど申し上げましたような、じゃあタイムスケジュールをどうするんだ、時刻をどうするんだ、あるいは運賃をどうするんだ、利便性を高めるためにどういう方法があるのかということ、それぞれの町から提案したり、あるいは

は問題点を指摘して、それを改善していくような、そうした会議をもう数回もっているというところでございます。

何にしましても、なかなかこの公共交通、特にKTRの利用につきましては、やはり残してほしいという沿線住民の強い思いから、これが残されてきたというそういう経緯がございますので、やはり我々自身ができるだけそういう、先ほどおっしゃったように車で走るのではなしに、できるだけ公共交通を使っていくという方向。そして、またそれをサポートする沿線の市町が、やはりそれがスムーズにいくような方法を考えて、1人でも多くの方に乗っていただくということが、大事ではないかというふうに考えております。

ちょっと飛び飛びになったと思いますが、お答えになったかどうかわかりませんが、また何かございましたらご質問ください。

議 長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） 補助金等は大変使い方が難しいということはおわかっておるわけですが、やはりこれにも相当難しいものがあるんだなということを感じ取ったわけですが、やはり基本は活用を図って運賃収入を上げていくことを、当面の目標としていかなければならんのではなからうかなというふうに思っております。

そのためには、やはりもっともっとダイヤもふやしていただくなり、もっとそれに対する町民の方が利用していただくような方法も、PRを積極的にやっていただく必要があるのではなからうかなというふうに思っております。

また京都の方へ行くにしましても汽車を使った場合に、町民の方に対する補助を出すかどうかというようなことも、一案ではなからうかなというふうにも考えるわけですが、町民の方々に、今後、KTRを促進するためのPRの方法をお考えなのかどうかということと、また、そのPRをするためには、何か町民にとって利点がなければ、町民の方も先ほどから申し上げておりますように、マイカーでということになる可能性が高いわけなので、京都までの運賃を幾ばくか補助していくとか、そういうような具体策を今後とられるおつもりがあるのか、お考えがあるのか。ちょっとその1点をお聞かせいただいて、質問を終わりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） できるだけ多くの皆さんに乗っていただくという中で、直接運賃の一部を補助するという、そういう方法の一つとしてビジネス切符のようなものを発行しております。できるだけ回数を多く乗っていただける方については、やはり若干のそうしたビジネス切符でもって補助をしていくと、回数がふえるという格好になりますけれども、そういう方法をとるなり、あるいはKTRのサポーターズクラブというのがございます。これは乗って残そうということで応援していただける皆さんに、KTRに乗っていただいたら車内で判を押していただいて、そして何点かたまったら500円と同じ利用ができるというような、そうしたこともやっております。個々の自治体では、なかなか取り組めておりませんが、KTRのそうした会議の中で、こういう方向をやっていこうということで、それぞれがいろいろと知恵を出してやっているということでございますので、ぜひ皆さん方にもご利用がいただきたいなと思います。

そしてKTRの方もいろいろと、やはり特にダイヤ、大阪から来るのと京都から来るのととい

うようなところでの接続の部分について、今までよりは少し使いやすくなったと言いますか、待たずにスムーズに行けるそういう工夫も、大変ダイヤの本数もいろいろとありますので、うまくできませんけれども、1時間に1本必ず接続して思ったところへ行けるような、そういう工夫もしておりますので、ぜひご利用をいただけたらというふうに思います。

1 7 番（服部博和） 以上、終わります。

議長（糸井満雄） これで服部博和議員の一般質問を終わります。

次に、3番、上山光正議員の一般質問を許します。

3番、上山光正議員。

3 番（上山光正） ただいま議長より一般質問のお許しが出ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、岩滝の大名行列の位置づけということで、江戸末期、旧岩滝村では回船問屋の豪商が、大祭りの余興として江戸参勤交代の大名行列を模して、絢爛豪華に村を練り歩いたと伝えられています。総勢約350人のこの時代絵巻、古式にのっとり再現して大名行列を披露できる町は、全国でも他に例を見ないと思われます。非常に貴重な文化遺産として生きた文化財、奴の所作と思われますが、与謝野町として後世に伝承されるのか。されるとすれば大名行列の位置づけについては、また、それとも骨董価値にとどめられるのかということで、お尋ねがしたいと思ひます。

この江戸時代の大祭りを経済的に支えたのは豪商たちであります。当日の運営や配役、主演、出演、諸道具の管理につきましては、村中の伝承組織の若者が中心であったとも言われております。

明治に入ってこの伝承組織は法勇者の16歳から結婚前の男子で構成され、日常的には共有地の山番として、そして山林の管理、警護を行い、祭礼のときには狂言や相撲の興行、盆踊りの世話もしていたというわけでございます。

大名行列に関しましては、配役、予行演習、諸道具の管理も行うことはもちろん、鳥毛や大羽車などは、岩滝の西光寺本堂の高天井につるし、鉄砲、弓などは神八杖と言った旧家の土蔵に預けておりましたが、毎年1回は必ず虫干しと台帳と照らし合わせて点検を行うことが、重要な年中行事であったと伝えられております。

しかし時代が変わっても、若者がこの主役の奴を演じる風習は変わらず、20歳前後の若者たちが長柄の妙技を披露し、彼らと彼に指導してきた年配経験者との交流の中で、岩滝に根ざす伝統や文化に一つの文化が継承されてきたわけでございます。

古文書によりますと天保6年（1835年）ですが、当時五万八千石であった出石藩はお家騒動で三万石に減賦をされたのでございます。この格式では全賦時代の諸道具類を用いることができず、不用品となった道具類を、当時、岩滝村の豪商、富豪たちはちょうど全盛期でありまして、有志の者たちが祭典用具として買い取り、そして岩滝村に寄附したと記録されているわけであります。

また、1849年（嘉永2年）には、徳川幕府の時代における諸大名の江戸参勤交代の行列を模して、家紋は左右を丸と菱に変えておりますが、領主、供回り、その他一切の用具を整え、村内を練り歩く式があったとも記録されております。

その後、1863年（文久3年）8月、また、明治14年8月、そして大正2年10月には、

岩滝高等小学校の新築祝賀の余興として挙行されたわけであります。しかし、このときは古式の一部を行ったのみで、大名行列からはほど遠い簡単なものだったと伝えられております。

次は大正3年11月、大正天皇即位の大典で、これを祝うため挙行され、古式にのっとり丁重に村を練り歩いたと書き添えてあります。

また、大正10年には岩滝村に町政が施行されまして、記念事業として行列が行われてから35年間の中断がありましたが、これは第二次世界大戦等々によりましての中断でございます。

昭和32年5月2日、ちりめん祭り、これは岩滝町の主催で行われたわけですが、この余興として実施をされました。観衆約3万人の前で、絢爛豪華に時代絵巻が展開され、諸道具類はこの年、岩滝町に移管をされたわけでございます。

3年後の昭和35年5月にも行列は行われたわけですが、その後、平成3年5月の町制施行70周年記念事業として挙行され、31年ぶりに150年の歴史を持つ大名行列が古式にのっとり復活をしたわけでございます。

平成13年5月には、町制施行80周年記念事業にふさわしい豪華な時代絵巻を再現して見せたのも記憶に新しいところでございます。

現代の大名行列の代表と申しますのが、東は箱根の大名行列、西は京都の時代祭が双璧と言われておりますが、いずれも明治以降の新しい大名行列でございます。

毎年10月22日に行われております京都の時代祭ですが、明治28年に平安遷都千百年を記念いたしまして、平安神宮が創建され、その祭りとして時代の風俗の変遷を表現する、この時代行列が始められたわけでございます。

また、毎年11月3日に行われます箱根の大名行列ですが、昭和10年の温泉博覧会に創始され、戦争中の中断を経て平成19年で54回を数えております。しかし観光用に大きくアレンジがしてありまして、古式の大名行列からはほど遠く、道具類も非常に少なかったわけでございます。これらの大名行列と同じ性格のものが、金沢の加賀百万石祭、あるいは岡山県の矢掛の大名行列など、数多くあるわけであります。

しかし、江戸参勤交代があり、本物の大名行列があった江戸時代から祭りの余興として、古式にのっとり大名行列が行われたと。このことは京都府立丹後資料館所蔵の岩滝大祭資料に記述してあります。宮津藩の若殿がわざわざ岩滝村に見物に訪れたという記事もあるわけでございます。本物の大名行列を食ってしまうほどの盛況だったということが、うかがえるわけでございます。

以上が概要でございますが、全国でも他に類を見ない古式にのっとり、そして道具類が全部そろっている。こういった岩滝大名行列は丹後を代表する、この地域の文化財として後世に伝承、継承していくための位置づけを町長に伺って、1回目の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 上山議員の「岩滝大名行列の位置づけについて」のご質問にお答えいたします。

岩滝大名行列の位置づけについては、町の総合計画が策定できましたので、それに基づいてご説明いたします。

与謝野町総合計画での岩滝大名行列の位置づけとしましては、第5章「明日の人材を育てる教育文化のまちづくり」、第5節「誇らしいふるさとの文化を守り育てる」の部分で、与謝野町総

合計画の実施計画に盛り込んでおります。

この実施計画は平成20年度から平成22年度までの3年間のローリング方式で策定しておりまして、平成23年度の事業につきましては記述しておりません。このため岩滝大名行列の開催についての記述はございませんが、町としましては平成23年度に開催したいというふうに考えておりまして、平成22年度まで毎年、与謝野町岩滝大名行列継承基金に200万円ずつの積み立てを計画しているところでございます。

このように町の基本方針であります与謝野町総合計画の実施計画の中で明示しており、町としての位置づけは伝統文化の継承という考え方に立っております。

一方、旧岩滝町時代の開催は、町制施行記念事業として開催されており、近隣市町や遠く他府県からも多数の観客が旧岩滝町を訪れ、街路にあふれるほどの見物人で賑わったというふうに伺っております。このことから観光イベント的な効果が十分あることも承知しており、この部分での町の活性化への貢献も少なからずあるものというふうに思っております。

なお、これまでの開催では2,000万円を超える多額の費用が生じておりまして、このことを考慮して旧町時代から毎年200万円ずつを積み立てて、その財源としていることもあり、10年ごとに町制施行記念事業として開催される想定になっているというふうに伺っております。

また、これまでの開催に当たっては、多数の住民の皆様のご協力が必要なことから、開催前に区長会で意見を伺って準備に入っております。このため昨年開催された岩滝地域の区長会で、岩滝大名行列の開催についてのご意見を伺いましたが、早期開催はせずに、現時点では予定どおりということで、岩滝地域の区長会の方向性を確認いただいております。

本町はこのたびの総合計画にもはっきりと明記しておりますとおり、自助・共助・商助、公助をうたっておりますように、住民や各種団体の自主的な取り組みが大切であるというふうに認識を持っております。この基本に立ち各種事業やイベントなどは、できる限り住民の皆様や各種団体が主体的に取り組んでいただき、町はそれを支援していくというふうにすべきであるというふうな考え方に立っております。

岩滝大名行列の開催が、この例外であるとは思っておりませんので、岩滝大名行列保存会、住民の皆様、さらには岩滝地域の各区から地域のアイデンティティーとして必要な事業であり、大名行列開催についての意見や要望が寄せられてることを望んでいるところでございます。

本町としましては、岩滝大名行列は江戸時代末期から続く、他に類を見ない立派な時代絵巻であり、大変貴重で伝統的な文化遺産であるというふうに認識しております。骨董価値にとどめることなく、大名行列保存会でも生きた文化財としての奴の所作を後世に引き継いでいただき、住民の皆様のご理解を得ながら大名行列保存会、各区、町で協働し、次回開催に向けて前向きに進めていきたいというふうに考えておりますので、議員各位の皆様方のご理解とご協力もよろしくお願ひしたいというふうに存じます。

以上、上山議員のご質問に対する1回目の答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいま町長からご回答いただいたわけですが、少し違っておりますのは、私がこの位置づけと申しておりますのは、ただいま町長がおっしゃったこととは存じておるわけですが、まず、その中の総合計画の実施計画の第5条ですね、これ23年に開催とい

うことなのですが、これも見させてもらって内容的には理解をしております。

その中で、昨年1月25日に与謝野町本庁で、役員の皆さんとご相談をさせていただいたわけですが、相談の内容は、この岩滝の文化遺産である大名行列を後世への継承、発展させるための相談をさせていただいたわけですが、町の方の考えとしては今町長がおっしゃったように、事業実施の場合につきましては、住民の協働の趣旨によって実行していただくんだと。あくまでも住民が主体性を持って開催するということなのですが、その後方支援として町が支援していくというふうに受けとめさせていただいたんですが、ご存じのとおりこの大名行列というのは、通常のイベントですとか大きな事業と大きく異なっておりまして、一住民が一束になってできるというものではございません。それが今日まで嘗々とこの大名行列が続いておりますけれども、資金がたかさかかると、それから人数的にも内容的にも非常に住民だけでは無理だということで、旧岩滝町は町が主体で、我々保存会、住民は技能を継承していくと、お手伝いをさせていただくということで、この時代行列が続いてきたわけでございます。

こういったお話をする中で、この1月25日におきましても、また平成19年の7月13日におきましても、この2つの会合の中で、やはり今町長がおっしゃったようなことでは、とても継承もできないし伝承もできない。また、記念事業もすることができないということで、副会長さん二人ともども、この空気を町長に伝えていただいて、そしてその後、その検討結果を保存会に知らせてほしいということを書いてきたわけですが、今日までそういった動きは町の方になかったわけですが、改めて、そういったことはどういうふうに町長はお考えなのか、お尋ねしておきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 入り口のところから、もうとらえ方が違ってございまして、先ほど言いましたように、この主体となるべきところは、やはりそれを保存して残していこうという、そうした団体が中心になるべきだろうというふうに思います。継承ができないということは、実施ができないという、イコールになるわけでございますので、例えば加悦の宮本町が子供歌舞伎をされておりまして、今までしてなかったものを、町内の自分たちでやろうということで歌舞伎をやって、子供たちに歌舞伎の所作を教えることも先生を呼んできて、そしてその方に教えていただいて継承していこうと。それも大変財政的にも厳しい中で2年に1回の取り組みで、今町内で頑張っておられます。

それらと、私は同じだろうというふうに思っております。やはり主体となるべきものは、その住民の方がやろうという、継承していこうという、そういうものがないのに対して町として、じゃあ町が主体になってやるということは、所作やそんなものはわからないわけですから、当然、財政的な支援しかできないわけですし、その財政的な支援については、町のできる範囲で毎年200万円ずつ積み上げて、それを継承していただくのに支援していこうということで支援をさせていただく。そうしたことを盛り込んだ計画になっておりますので、これ以上、町が主体になってなんということについては、恐らく住民の皆さんにもご理解をいただけないでしょうし、やはりやろうとするところがその中心になって、この奴の所作を後世に残すということが目的であるんなら、やはりそうしたことについてもう少し保存会なり地域でも考えていただく必要があるんじゃないかなというふうに、私は考えております。

このことについては、文化的遺産と言いますか、そういう価値はあるというふうに思いますけれども、それを継承していくというその力は、やはり住民の方の力だというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 最後なので多くは語りませんが、岩滝のこの大名行列が加悦の子供歌舞伎と同様に扱われたということが、非常に悲しいなと思うんですが、これはもう町側と保存会側と、ちょっと初めからの考え方が違いますので、これは幾ら言っても縮まりません、間が。

そこでちょっと視点を変えてお尋ねするんですが、この大名行列を旧岩滝町では指定はしていなかったわけですが、合併して与謝野町のこの大名行列を有形、つまり立派な道具一式、あるいは無形、奴の所作ですね、これを無形文化財として伝承していくために、文化財の指定はお願いができるんだろうかと。この点については、どういうふうにお考えになっているのかなど。先ほど言っておりますように後世に継承していくために、どうしてもこういった位置づけが必要かと思われるわけですが、この辺のところをお尋ねして終わりたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういう有形の文化財として保存できないかという点については、私の方からは答える筋でもございませんし、そうしたものがどれだけの価値があるのかというようなことも含めて、三河内の曳山祭りは京都府の無形文化財になっております。ですから、そういう一定の手続を経た中で決められてくることだろうというふうに思いますので、この場で私自身が答弁をさせていただくという立場ではないということで、ご理解を賜りたいと思います。

3 番（上山光正） 議長、終わります。

議 長（糸井満雄） ここで少し時間は早いですけども、昼食休憩に入りたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、ここで昼食休憩に入ります。再開は、1時30分に再開をいたします。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午後1時30分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、14番、森本敏軌議員の一般質問を許します。

14番、森本敏軌議員。

1 4 番（森本敏軌） それでは第15回3月定例会一般質問において、通告をいたしております農業の活性化、地域商工業の活性化、それから特定健診、特定健康指導についての3点について、町長にお尋ねをいたしたいというふうに思います。

まず初めに、農業の活性化、生産調整についてお尋ねいたします。

主食用米の消費が一貫して減少する中、生産調整が実施されておりながら、消費の減少ほどに主食用米の作付面積が減少せず、過剰作付けが年々拡大しているとされており、米余りから平成19年産米の価格が大幅に低下し、本町においても農家は苦しい状況に置かれ、地域水田農業の活力を失っている状況にあります。

こういった状況を克服し、農家の経営安定と地域水田農業の活性化を図り、米価の安定を図ることが求められており、国は農政改革の3対策の2008年度からの見直しを決め、この中の米

政策は20年度以降の生産調整の強化を図るとしており、実効性を確保し需給の均衡を確実に図ることによって、米の価格の安定を図ることが急務であるとされております。

国においては、本年、生産調整をさらに拡大しようとする農家に対して、地域水田農業活性化対策を実施して交付金を交付し、麦や大豆、飼料作物などの拡大を図り、米の価格の安定と水田農業の活性化を図るとされております。

しかしながら、この緊急対策による交付金の交付は平成20年、今回1回限りとされており、拡大部分の面積が5年間維持できなく生産調整が未達成の場合は、交付金の全額を返還しなければならないという高いハードルとなっております。また、新規需要米の転作へのカウントや、都道府県間の調整の導入などで生産調整の取り組みを強化し、また、生産調整への行政関与を強化するとされております。

本町においてはハウス園芸も盛んに行われており、トマト、キュウリや京野菜などの生産にも力が入られております。生産農家の支えになっていると認識いたしますが、気候や、また農地環境面から見ても、また兼業農家も多い中、米を中心とした水田農業が主流になっていると認識いたすところであり、国や町独自の交付金の手当てもされておりますが、米以外の作物の作付けは難しい状況と考えます。

こういった中、生産調整のカウントがされる酒米「祝」の生産ができることは、せめてもの救いであり、また、本町では自然循環型農業に力が注がれており、特に、豆っこ肥料を利用した豆っこ米は、与謝野町のブランド米として実績を上げ高い評価を上げており、販売のめどもつき、多くの需要が見込まれ、本年から全町的に豆っこ米の生産が活発になろうといたしております。

こういった矢先、さきに述べましたように国・府・町・JAが一体となって確実な生産調整を求めており、本年は31.3%という多くの転作を強いられる状況で、未達成にはペナルティーが課せられるとされており、米価の安定で農家の経営安定と地域水田の活性化を図るためであるなら、全町的に取り組まなければならないと思いますが、豆っこ米の生産からも今回の転作拡大は残念な思いであり、つくる自由、売る自由が認められている中、実効性のある米以外の作物への対応など、緊急対策と公平な実効ある生産調整をいかに考えて対応されるか、町長のご所見をお尋ねいたします。

2点目に、本町の農業活性化施策についてお尋ねいたします。

農業は国の宝と言われており、いにしえから今日まで米づくりを主力に農業が営まれ、いつの時代においても主食である米を中心に、野菜など食料を生む農業は重要な役割を占めてきたと認識するところであります。

米の消費がピーク時の1962年度には、国民1人当たりの消費は111.3キログラムだったと言われており非常に多く、平野部の農地から山間農地の奥へ至るまで、ほとんどの農地で米が作付けされ米が余るという状況になく、1粒も大切にされたことであります。

時代の変遷とともに機械化は進み、生産技術も向上し反収も多くなりましたが、米の消費は年々減少し、2006年度は61キログラムとピーク時に半分以下になり、米余りから、さきの質問で申し上げましたとおり、本年もさらに拡大する転作が強いられる状況であり、農家は一段と厳しくなっております。

また、日本の食生活の高度化、多様化が進み、畜産物、油脂のような大量の輸入農産物を必要

とする食料の消費が増加し、このことに対応した供給体制は十分に確立されておらず、日本の食料、農業、農村をめぐる状況は大きく変化をいたしております。

こういったことから日本の食料自給率は、40年前に70%に近かったとされておりますが、一貫して低下をし40%を切る状況で、先進国で最低の水準まで落ち込んでおり、小麦や大豆、トウモロコシなどの穀物も世界で不足ぎみの状況で、日本ではほとんど輸入に頼っており、これらの確保も懸念されております。

政府は自給率を2015年度に45%に上げる目標を掲げておりますが、ハードルは高いと言われております。また、農業者の高齢化でリタイアや転作の拡大で農地の維持ができなく、耕作放棄地が増加するなど、農地の有効利用が懸念されております。農業、農村は食料を供給するだけでなく、国土や環境保全など多面的機能も果たしており、重要な役割を果たしており、今、日本農業を改めて見直す緊急状況であると認識いたします。

こうした農業の局面を克服するために、さきの農政改革の1つであります品目横断的経営安定対策では、水田畑作経営所得安定対策に名称を変更し、市町村の判断で加入を認める制度となり、さらに農地・水・環境保全向上対策でも申請や報告種類を半減するとしており、町の裁量での農業の活性化施策の展開ができるものと認識いたします。

本町においても国の厳しい農業事情の中にあって、地域経済の面からも大きな役割を果たしていると認識いたしております。本町においては農家数888戸、経営面積は775ヘクタールの状況で、水稻を中心にトマトやキュウリ、京野菜などの施設園芸野菜や、ナス、キャベツ、また自然循環型農業として大豆、そして有機肥料であります豆っこ米肥料を施した京の豆っこ米の栽培など、特色ある農業が実践されております。

こうした農業経営に、京都府認定のエコファーマーを2法人と36人が取得されるなど意欲的な取り組みをいただいておりますが、心強く思っておりますが、一般的に個々に見ましても農業者の高齢化に伴う後継者不足、山間地域の耕作不利益地域を抱え、また、生産調整を強いられるなど厳しい農業経営の状況であります。

農業所得の確保と農業経営の安定を図るため農業後継者や認定農業者の育成、効率化を図る面から集落営農への転換支援の展開と、国の経営所得安定対策や農地・水・環境向上対策、中山間対策などへ町の裁量を発揮し、府・町が一体となったサポートを施し、農家の経営安定が図れる与謝野町の持続可能な地域農業活性化対策をいかに考えられているか、町長のご所見をお尋ねいたします。

2点目に、地域商工業の活性化についてお尋ねいたします。

平成景気が平成14年2月から始まり、いざなぎ景気を越え、自動車、電器など輸出関連の大手企業の牽引によって日本の景況は全般に良好とされており、全国を見ましても交通網が整備され、人口が集中する条件の整った地域のみであり、地方末端を見ますと決してよいことはなく、厳しい状況であります。

また、アメリカの低所得者向け住宅融資、サブプライムローンの焦げつき問題が主因で日本にも大きく影響し、株価も大幅に下がるなど今後の景況の先行きに明るさを失っております。

景況はよいとされているものの、末端であります丹後においては、みずからが命を絶つという悲惨な状況も多く非常に厳しい状況である中、さらに厳しさが増してくるものと懸念するところ

であり、与謝野町においてもさきの質問で述べましたように、農業は一層の厳しい状況であり、また、地域産業として280年の歴史を引き継ぎ栄えてきた丹後ちりめんも、呉服離れや外国との競合などから衰退の一途をたどり、壊滅的な状況ではありますが、日本の文化であります着物もまだまだ価値観もあり、厳しい中にも今の時代に即した製造販売に研さんをされ、機屋の維持確保など頑張っている企業もあり、心強く思うところではありますが、さきの大手呉服商の破綻による影響も残っており、先行き不透明な状況とされております。

こういった状況の中、ちりめんのみならず、帯びやネクタイなどの織物も全般にわたって一層厳しい状況であり、事業所の業種からも80数%がこれら繊維関連であるとされており、この織物を初め繊維関連業界の低迷により、その波及は商店、飲食店にも及び、また、建設業界も厳しい状況であり、長引く不況の中、高齢化による減退や価格競争、油の高騰、低賃金、住民ニーズの多様化などで一層厳しい事業展開となっており、織物を初め各業種において倒産、廃業や縮小を余儀なくされるなど、町全体が閉塞感の様相を呈しております。

町長はこの状況をどのようにとらえられ、織物の復興や織物にかわる産業創出、融資など雇用の創出が図られ、町の産業活性化が図れる打開施策を、行政としていかに考えられているかお尋ねいたします。

次に、さきに述べましたとおり、与謝野町は産業全般にわたって長引く不況で厳しい状況である中、与謝野町も合併してはや3年を迎える年になり、旧町ごとにありました諸団体もそれぞれが1つに合併するなど、次第に一体感が醸成されつつあります。こういった中、旧町ごとにあります商工会も合併の運びとなり、いよいよこの4月から与謝野町商工会として発足の運びと承知いたしております。

疲弊した地域経済の中にある商工業、企業の活性化は最重要課題であり、消費拡大につながる経済政策が待たれる近々の課題であり、商工会の3つの特色ある力を結集し、組織強化が図られるわけで、旧町が持っている産業、自然、歴史、文化、観光資源など地域資源の特色を生かし、地域経済の活性化に取り組んでいただけるものと期待をいたすものであります。

幸いにもトップセールスで、売り込みやイベント企画などの努力もあり、与謝野町の観光施設が好調であり、丹後ちりめん歴史観、尾藤家住宅、古墳公園など観光客が増大し、にぎわいを見せたと言われており、この交流人口の増大を町と観光協会と商工会が一体となって、さきに述べました織物や商店、飲食店など商工業へ相乗効果、波及効果をもたらし、疲弊、閉塞感を呈している商工業に対し、払拭する活性化対策が喫緊の課題と考えますが、町長のご所見をお尋ねいたします。

最後に、特定健診、保健指導についてお尋ねいたします。

高齢化が進む中、年をとっても元気で自立でき、介護の世話や寝たきりにならないことが一番であり、健康を維持するためにも病気の早期発見、早期治療など、若いときからの病気予防は重要で、医療費の抑制や国保財政の安定にもつながることから、今日まで基本健診とがん検診が総合検診として、町民を対象に町が実施してまいりました。

この4月からは、高齢者の医療の確保に関する法律により、生活習慣病予防を徹底するため、メタボリックシンドロームに着目した特定健診、特定保健指導が実施されることとなっており、それぞれの医療保険者の責任において特定健診として実施されるとされております。

このたびの特定健診、特定保健指導は、常の生活習慣によっては内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームの状態となり、肥満をもとに高血圧、高血糖、脂質異常など、軽度でも生活習慣病のリスクが重なっているとされており、動脈硬化の進行で心筋梗塞、脳卒中、糖尿病など生活習慣病を引き起し、その数は増大していると言われております。

このことから、この健診により早期に発見し、受診者みずからが生活習慣を変えていく支援をすることや、この生活習慣病は治療に長い時間と多くの医療費がかかるとされており、正常な生活習慣で健康を維持することにより、医療費の抑制を図ることを目的としていると認識いたしております。このメタボによる生活習慣病にかかる医療費は、医療費全体の2割を占めているとされており、生活習慣病で国が破綻するとも言われております。生活習慣予防に手を打つことで、6兆円もの効果を上げられるとしております。また、団塊世代の高齢化で、医療費はますますふえると考えられ、生活習慣病対策が待たなしの理由は、ここにもあると言われております。

町としては国民健康保険加入者40歳から74歳の人すべてを対象に、いよいよ4月からこの健診が実施となり、健診や指導の達成状況に応じて、後期高齢者医療制度の負担が10%の範囲で加算、減算されるとされており。既に町民に対して周知も一定されておりますが、この特定健診が国の思惑どおり進むのか。本町においてこの健診、保健指導の決定で生活習慣病の予防が図られるのか。だれもが年をとっても元気で過ごせる健康のまちが、町の活性化につながると思っており、成果が上がるようにいかに取り組まれるのでしょうか。省略

まず1点、今までは全町民対象に総合健診が実施されてきましたが、今後はメタボ健診で国保加入者が対象になります。効果、成果をどのようにとらえられているのでしょうか。

2点目に、この特定健診について、職場や社会保険組合のように団体でなく、個別に受診することとなり、健診の受診率や保健指導の実施率をいかに上げるかが課題であると言われております。受診率の向上、保健指導の徹底など、いかに効果を上げられるのでしょうか。また、保健師や栄養士などの確保など体制は確立されているのでしょうか。

3点目に、健診結果により、それぞれの保健指導がされ、薬によることなく食事や運動によって予防回復するとされており、医療費の抑制をどのようにとらえられているのでしょうか。

4点目に、がん検診はこれまでどおり町が実施するとされており、特定健診と健康診査事業についてどのように対応されるのか。

以上、特定健診、保健指導における町民の維持と医療費の抑制の4点について町長のご所見をお尋ねし、以上、1回目の一般質問といたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 森本議員のご質問の1番目、農業の活性化施策についてお答えいたします。

まず、1点目の生産調整をいかに考え、対応するかについてでございますが、ご質問のように平成19年度産米の過剰生産により価格が大幅下落したことを受けて、国では平成19年度予算で地域水田農業活性化緊急対策を実施し、平成20年の生産調整が確実に実行されるよう対策が講じられたところでございます。

当町においては、米以外ならどんな作物でも対象とする旨、決定し、この緊急対策を周知徹底するために2月に2回の新聞折り込みと、JAを介してのチラシ配布を1回、また、農家の皆さ

んを対象とした各種会議や説明会等において本対策の内容を繰り返しご説明し、問い合わせやお申し込みに対応しているところでございます。現在のところ数名の申し込みが届いている、そうした状態でございます。

生産調整につきましては議員ご指摘のつくる自由、売る自由という点では、平成18年11月に、生産調整方針の運用に関する要綱が策定され、その中で、平成19年産から農業者、農業者団体の主体的な需給調整システムの移行がうたわれております。いわゆる生産調整への参加は、主体的判断とされたところでございます。しかし、この要綱は去年の過剰生産を受けて、ことし1月に全部改正が行われ、米穀の生産調整実施要領と名前を変え、主食用米の商品の減少傾向に踏まえ、全都道府県、全地域で10年ほど先を見越し、平成20年産以降の生産調整の実効性の確保を目指すとされたところでございます。

当町の実績は、合併初年度の平成18年度は、旧3町ごとに生産調整を実施しましたが、19年度からは当町の実績に統一した考え方で生産数量の配分を行い、18年、19年と生産調整を達成する一方で、京都府に対しては、与謝野町はまだまだ米づくりする余力があるとして、米の生産数量配分の増量を求めています。

しかしながら当町としては、去年の米価下落が及ぼした影響をかんがみ、国の考え方に沿う形で、これまでと同様に生産調整の達成に向けて農家の皆さんにご協力をお願いしているところであり、先日、農事実行組合長会や旧3町を会場に開催しました農業座談会においても、そのように説明申し上げたところでございます。農家の皆さんには生産調整が米価安定のためであることを、ぜひご理解いただきたいというふうに考えております。

次に、2点目の本町における持続可能な農業活性化施策についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり本町の農業にとりまして担い手、後継者の問題は、最も深刻な問題の1つであろうというふうに認識しております。

国が描いております担い手は、大規模な農業経営体であり、そこに農地を集積するとされております。しかしながら現場では、なかなか国が思うようにはならない現実があり、当町の担い手とされる農家からは経営の規模拡大、面積拡大は可能だが、それに伴う水路等の維持管理には限界があるといった切実な声も聞いております。

大型農家をただふやしていくだけでは、地域農業の持続にはつながらないということございまして、これを解決する方策の1つが集落営農の取り組みであろうというふうに考えております。これはこれまでから各集落で連綿で続けてこられました活動、農地や農道、水路の維持管理、最近では有害鳥獣の対策、それらに農業経営の活動を加えた組織づくりを目指そうというものでございます。

最初に触れました国が描く担い手には、この集落営農組織が含まれておりますし、この組織として国が認める基準は、ことしに入り大きく緩和をされてきております。現在当町には、集落を基盤とする農業関連組織が数多く存在しております。従前からございます農事実行組合や中山間地直接支払制度の組織、そして今年度から始まりました農地・水・環境保全向上対策の活動組織など、構成メンバーは重なる部分が多いわけですが、それぞれの組織がそれぞれの事業を遂行されることで、集落営農組織への議論のきっかけになるのではないかとというふうに思っております。

とは申しましても、集落営農の組織化によりまして、また、Iターン、Uターンなどの新規の

就農者を確保するに当たりましては、農業の経営が成り立つことが大きな条件であろうというふうに思います。

町といたしましては、その点をクリアするための1つの施策として、自然循環農業を推進しております。京の豆っこ米につきましては、いよいよ3月下旬から、大手スーパー135店舗の店頭に並ぶことが決定したというふうにお聞きしており、広く認知され評価もいただけてきたというふうに感じておりまして、今後はこれらの販路を強固にするための施策や、信頼される産地づくりへの施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

最後に、森本議員の明石地区は、既に集落営農を目指し一歩を踏み出されておられ、当町における先駆者的にそうしたご活躍をいただきますよう、ぜひぜひお願いを申し上げます。

次に、2番目の地域商工業の活性化についてでございますが、1及び2の2点について、あわせてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、与謝野町をはじめ丹後地域の経済情勢は、経済成長率や分配所得等の指標、あるいは丹後ちりめんの生産数量などの数値が示しておりますとおり、大変厳しい状況にあり、雇用情勢もますます厳しくなるものというふうに考えておりますが、ご承知のとおり本年4月に3町商工会が合併し、与謝野町商工会として新たに船出をされます。行政といたしましては、合併による経費の削減といった観点ではなく、足腰の強い商工業の経営基盤強化や経営体質の改善に期待するところでございます。

新商工会の発足を契機に一層の連携を強化し、新たな打開策を見つけ出さなければならないというふうに感じており、商工団体の組織基盤の強化や統一化が図られていないポイントカード事業等への支援など、地域商業の振興、発展にも努めていかなければならないというふうに考えております。

さて、町の観光施設は好調とのご意見ですが、私はまだまだ好調の域には達していないというふうに感じております。加悦地域では、道の駅の売り上げ減少、山の家や双峰公園の運営方法の検討。岩滝地域では、クアハウス岩滝の運営方法の検討など、まだまだ課題は山積しているところでございます。幸い与謝野町には、地域資源がたくさんあります。今後は指定管理者制度についての十分な研究や、20年度に策定します観光振興ビジョンを契機に、観光資源の活用方法等を検証し、与謝野町観光協会との連携により管内宿泊施設や観光関連施設の連絡会を開催して、各施設相互の連携も図っていききたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても今後のまちづくりにとって、商工業と観光との連携は必要不可欠なものでございまして、町民の皆様と協働で、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、3番目のご質問の1点目、40歳から74歳までの方の健診について、今日までの総合健診と比べ実行成果はどのように考えられているのかについて、お答えいたします。

平成20年度から特定健診は、加入をしている保険者が実施することとなりますので、与謝野町では国保加入の方を対象に実施することになります。平成19年度の国保加入者で、基本健診を受けていただいた方は2,252名で、加入者数の約36%でございました。今後の予定といたしましては、ことし2月に作成しました与謝野町国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき、年次計画で健診率を引き上げることとしておりますが、この計画では5年後の平成24年度

には、特定健診の受診率を65%引き上げ、特定保健指導を45%の方に実施したいというふうに考えております。

また、メタボリックシンドロームの該当者に対しては、10%の方に効果が上がるよう指導することといたしております。

次に、2点目の受診率の向上についてでございますが、まず、健診の申し込み受け付けにつきましては、各地区公民館に出向いて行うとともに、各庁舎の延長窓口時間帯に担当者が各庁舎に出向いて、時間外の申し込み受け付けを行う予定としております。また、平成19年度までは、世帯ごとにまとめて申込書を送付してございましたが、平成20年度は対象者一人ひとりに健診案内を個別送付する予定としております。

健診につきましては、平成19年度と同様に土曜日、日曜日も実施するとともに、会場から遠い地域につきましてはマイクロバスで送迎をし、受診者への便宜を図ることとしております。

次に、保健指導につきましては、健診当日、結果相談会の日程案内と、特定保健指導の説明パンフを手渡しする予定としており、また、健診結果は送付せずに結果相談会で職員が直接手渡し、その場で特定保健指導の必要な方には、講習会や研修会への参加を積極的に勧めることとしております。

次に、職員の体制につきましては、20年度は大きく健診内容が変わり、健診受診者数や特定保健指導の申込者数により事務量が変わってまいります。担当課職員全員で対応させたいと考えております。

しかし、今後はこのような保健指導などに当たる職員が多く必要になってくると予想されますので、現在、行革の一環として職員の削減を行っておりますが、保健師などの専門職につきましては業務に支障が生じないように、一定補充してまいりたいと思っております。

次に、3点目の医療費抑制をどのようにとらえているかとのことでございますが、メタボリック等の生活習慣病の予防により、循環器系統の疾患と脳血栓性疾患患者の医療費が抑制できると推測されることから、保健指導や啓発活動、また、予防教室等を積極的に行うことにより、一定、医療費も削減できるものと思います。

また、後期高齢者医療支援金については、5年間の保健指導に一定の成果が上がらなければ、10%を上限に上積みされることから、長期間にわたり地道な生活指導や、予防意識の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目のがん検診に対する町の対応はとのことでございますが、これまでどおり町が実施することになりますので、国保が実施する特定健康診査時に、同時に行うこととしています。

健康診査やがん検診については、これまでどおり無料で行いますので、多くの方に受診いただくことを期待いたしております。

以上、長々となりましたが、森本議員に対する答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

- 14番（森本敏軌） ただいま町長の方から、それぞれご答弁をいただいたわけですが、農業関係で転作につきましては、ことからは町の介入が強化されるということで、町長のご答弁にありましたように、農家はすべてに対して、しっかりとやっていくというふうな状況になろうというふうに思うんですが、私が思うには他府県へ行きますと転作として、麦あたりでも4ヘクタール、こ

れが国の交付の基準になるといいますか、そういった関係で、すごい団地で麦あたりもつくっておられるんですけども、本町においては農地の環境といえますか条件が、春に田植えするのに水を張ったら、全体がもう水田になってしまうと。そういうことで、なかなか転作ができないと。麦にしても豆にしても非常にできにくいということで、非常に農家も何をつくったらいいんだろうかということで大変苦慮するわけですが、そういった中でいろいろと農家も苦慮して、これまでは農家がそういったリスクを。町はあんまり転作でなしに関与するんでなしに、つくる者がそのリスクを負ってきたというふうなことで、転作をする人や、また、しない人やということで、大変不公平感があつたわけですが、今回どのようにその辺を対応されるのか。売れるから、もう転作をやめて米をつくるんだというふうな状況になって、不公平感が生まれるのではないかなというふうなこともありますし、そういったことについても見解をお聞きしたいと思いますし。

また、町も国からいろんな交付金、また、府からも交付金をいただいております、そしてそれが農家に、また交付されているという状況の中で、もし仮に転作が町として未達成の場合、それ相当のペナルティーもかかってくると思いますし、もちろん農家にもペナルティーを与えないかなというふうなことを感じるわけですが、その辺のことについても町長の見解があつたら、お聞きをいたしたいというふうに思います。

それから農業の活性化でありますけども、町長がおっしゃっていただいたように後継者不足で、後継者の育成を図らなければいけないという中で、本町の形態を見ましても法人が2つあったり、36のエコファーマーの皆さんがあつたりして、大変大規模的に農業を経営されておるんですが、あと個々に見ましても、質問で申し上げましたように非常に規模の小さい農家があるということで、先ほど明石のこともおっしゃっていただきましたけれども、特に明石あたりは、後継者が非常に少なくなっております。やっぱり明石地域の農業をどうして守るんだということになるわけですが、それはどこの地域でも同じようなことだというふうに思っております、やっぱり集落営農への転換が必要だなというふうに思っておりますけれども、なかなかこれもすんなりと取り組めない点もありまして、この点、やっぱり町や府のしっかりとした指導と言いますか、サポートをお願いをしたいというふうに思っておりますので、その辺のことについても見解がありましたら、お尋ねいたしたいというふうに思います。

それから商工業の活性化ですけれども、町長がおっしゃったように、いろいろと大変な状況にあるんですけども、この合併の新町まちづくり計画の中で、期待されている効果ということで、新しい町、新町になりまして、それぞれの町で努力では手の届かない問題も多いと。今後、高速道路の交通網の整備で、立地条件が改善される。そうすれば基幹産業の構造改革や、新たな産業投資の誘導が期待できると。そして業を起すことへの支援で、新たな雇用を生み出せるというふうなことで、合併に対する期待もあつたわけですが、なかなかそのことが合併しても具体的には進んでこない。もちろん高速道路は、まだこれから入ってくるわけですし、そのあたりで町長がどういうふうに絵を描いておられるのか、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

それから特定健診におきましては、対象が国保の加入者だけということになるんですが、同じ町民として、ほかの対象外の方は責任もってやられるというふうに思うんですが、そこら辺はどのように考えておられるのか。同じ町民でありながら、その辺のことは特定健診で、国保に加入はしっかりとこちらでやられるわけですが、がん検診等については町民全体を対象にされると

いうことでありますけれども、その辺の整理をどういうふうにされているのかということについて、お尋ねがいたしたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 農業の施策の件ですけれども、おっしゃるよういろいろな転作の作物として、麦、豆等いろいろと考えられるわけでございますけれども、確かにこの地域でそうしたものにということには、非常に多くの投資と言いますか、一定の整理もしなければなりませんし、難しいところがあるかというふうに思いますが、これらについてもやはりそれぞれの地域、あるいはそれぞれの農家の方たちの考え方も違うでしょうし、同じするならやっぱりグループでと言いますか、1つのかたまりでやった方が効果的だというふうに思いますし、今後につきましては、それらのことについてもやはり町や、また府のそうした力を借りながら、1つ1つの集落ごとのまとまりを考えた上で、町の方もそうした中に入っていきような形で、汗を流させていただきたいなど。また、そういうふうな取り組みで、進んでいけたらというふうに私自身は考えております。

なかなか難しいことが多いわけですが、京野菜の取り組みなんかでも、いろいろと提案をしたりしてもなかなか乗っていただけないような、過去にもそういう事例もございましたけれども、やはりこうした強化されてくるような形になりますと、同じ汗を流してももうかると言いますか、ある程度それによって業が成り立つような、そういう方向性をお互いに模索して、やってまいりたいというふうに考えております。

それから地域の商工業の活性化についてですけれども、確かに道路ができたことによって、また商工会がそうして3町が合併されて、1つの今後方向性を見出していこうという、そういうスタートラインについたわけですから、今からだというふうには思いますけれども、やはり今回、光ファイバーを引くことも一つ念頭におきましたのは、やはり産業の活性化にとって、こういう情報網と言いますか、そういうことについては、1つの大きなツールになるというふうに思っております。道路もやはり、そうした環境を整えていくというような面でも、私自身はこれは期待をしてるわけですが、ご承知のとおり、やはり道路が開けてきますと、その周辺については自然に商業地が開けてまいったりしております。そうしたことについても無秩序にならないように、やはり一定のルールのもとで進出をしてこられたり、あるいは今後のまちづくりの中での位置づけを考えていく、そうした計画も今後つくっていく必要がありますので、それらについてもあわせて考えてまいりたいというふうに思っております。

それから最後の件につきましては、ちょっと具体的な方法で私自身が答弁ができませんので、かわって保健課長から答弁させますが、よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 先ほどの健診の国保以外の対象者の方への健診についてというご質問です。具体的なことなので、私の方からお答えしたいというふうに思います。

ご承知のとおり、国民健康保険の方については町が保険者でありますので、責任を持って健診も行い、そして事後指導も行うと。また、5年間等々の長期計画をもってどのように指導していく、また、メタボの指導については目標を定めて、年度ごとに実施するというところでございます。けれども高齢者でありますとか、また、社会保険の扶養者の方についても町民でございますので、そのあたりは知らないよということにはなりません。

まず1つは、高齢者の方については、当然、後期高齢者広域連合の方が受け持つということでございますけれども、こういったことは広域連合としては、健診を受け持つことはできませんので、ここの部分については町が実施をするということでございます。この健診結果については本人さんにお返ししますけれども、国民健康保険のようなきちっと年次計画を立てた指導等の策定というのは、現在のところ定められておりませんので、そのあたりはご理解いただきたいというように思います。

次に、社会保険の扶養者の方についてなんですけれども、これについては大変いろんな考え方があって、都市部でありましたら医療機関へ委託をして、健診を実施されるというようなことがございますけれども、こういった医療機関のあまりないようなところについては、責任としては町が国保として健診を行うときに、社会保険の方が町の方に依頼させてほしいというようなことがあったら、町の方の健診でお受けするというような段取りはしております。この社会保険の扶養の方についても同じように指導方針が、それぞれの保険者によって変わりますので、その健診結果をお返しはしますけれども、最終の指導関係についてはそれぞれの保険者でしていただく、このようなイメージになっております。

言いましたように、皆さん町民の方については当然大事な町民ですので、健診については、町が責任を持って行いたいというように思っております。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 4 番（森本敏軌） わかりました。

それでは、最後に町長に総体的なことで、町の活力というのは、やっぱり産業が活発で、そして町民の皆さんが健康で、そうした介護や寝たきりにならなくて医療が要らないというのが、やっぱり一番の町の活力だというふうに思うんです。そうすれば町の自主財源も、少しは経済が活発になればふえてくるんだろうというふうに思いますので、農業や商工業の活性化、そして町民の健康が第一だというふうに認識をいたしております。その辺の町長のご見解を最後にお尋ねして、質問を終わりたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおりだというふうに思っております。

町民の方のまず自分自身が、健康で動けるということが前提でありませんと、仕事もできませんし、学業もできないし、いろんな自分の夢の実現ができないわけですから、まずは自分の健康を。今までは悪くなってからという考え方でしたけれども、そうではなしに常日ごろから、自分の健康は自分で守ると、自分の命も自分で守ることが大前提でございますので、そうした意味で町の活性化のもと、やはり町民の方の健康というふうな考え方で、施策を進めていきたいと思っております。

それに伴って商工業、あるいは農業がますます活性化することができれば、これは本当に望むところでございますので、まずは健康ということで、ぜひ議員の皆さん方にもご理解を賜りたいというふうに思います。

1 4 番（森本敏軌） 終わります。

議 長（糸井満雄） これで森本敏軌議員の一般質問を終わります。

次に6番、家城 功議員の一般質問を許します。

6番、家城 功議員。

6番（家城 功） 議長の許しをいただきましたので、事前通告に基づき一般質問をいたします。

今回、私は去る3月2日に町内で一斉に行われました防災訓練について、町長並びに教育長にお考えをお聞きしたいと思います。

与謝野町も合併し2年が経過し、内部的には昨年末に総合計画もでき上がり、ある程度方向性が見え、順調に業務遂行も行われていると実感しております。

私も議員として微力ながら、地域の安全・安心、また官民一体の意義など中心に、新しいまちづくりに対しても意見や提案をさせていただきました。消防団の組織強化やAEDの設置など、安心・安全に対する準備もかなり進んでいると実感しております。しかしながら地域の人、町民サイドでは、まだまだ不満や戸惑いも多く、いろいろな方から苦情や悩みをお聞きすることもあります。

そんな中、今回3月2日に町内一斉の防災訓練が実施されました。自然災害は、身近では平成16年の台風23号の被害で、今でも記憶に新しいと思います。毎年どこかで地震や台風、大雨、大雪などによる水害や土砂災害、また火災など、多くの方々の命が奪われたり、生活が脅かされたりといった惨事がニュースをにぎわすことが多く、当地域でも歴史をさかのぼれば昭和2年に、先週の3月7日、追悼のサイレンが鳴りましたが、丹後大震災で多くの方が亡くなられたこともあります。

現在では異常気象、温暖化という言葉聞きなれた中、また、地震大国と呼ばれる日本で、いつ、どこで、何が起こっても、不思議ではないのが状況ではないでしょうか。私たちももしものときに備えて、準備をしっかりとすることが大切ではないかと考えております。

さて、今回の訓練は台風接近に伴う大雨により、野田川の水位が氾濫注意水位3.5メートルに達し、なお水位が上昇。また、降り始めから雨量が300ミリが超え、土砂災害発生の危険性が高まったという想定で、昨年春に町内に各戸配布されました洪水避難図を活用し、洪水土砂災害を想定した町と地域住民による避難と、情報伝達及び避難場所の開設等の基本的な訓練により、住民の災害意識の高揚と防災体制の強化を図るということを目的に実施されました。

この訓練には対象地域があり、対象でない地域の方は各地区の訓練に参加するというもので、私の地域では特に対象の地域ではなく、例年どおりの訓練を実施するということが回覧板で周り、参加をさせていただきましたが、自宅から歩いて20秒もかからない場所に集まり、点呼を受け、参加者の署名ということで名前を書き、緊張感もあまりないまま解散し、終了したように思います。ほかの地区や地域では、どうであったかはわかりませんが、訓練のための訓練ではなかったかなというような気持ちを持ったのは、私だけではないのでしょうか。

災害は突然やってきます。特に地震は大きなものになると、一瞬にしてあたりの環境が一変することもあります。当然、人はパニックになり、電気や電話も寸断されることも考えられます。当然、家屋が崩壊したり、その後火災が発生したりと、1995年の阪神・淡路大震災や新潟中越沖地震で目の前にした、あの悲惨な光景が予測されることもあります。水害や土砂災害も同じではないではないでしょうか。

私は防災訓練とは、いざというときにどうすべきかを、いかにシミュレーションし、実際に起こり得る可能性に対して備えておくことが大切ではないかと考えております。高齢化しか我が町

でもし惨事が発生した場合、まず家庭ではどうすべきなのか。火の元の確認や貴重品、非常品の持ち出し、また家族の安否、また避難した場所では何をすべきなのか。近所のひとり暮らしのお年寄りや子供たちの状態は、また、さらに安全な場所への誘導はどうするのか。地域や町への連絡体制はどうなっているのか。また、もし昼間にこの災害が起こった場合、働きに出かけられている人への連絡はどうするのか。子供のある家庭では、多くの人が学校に詰めかけることも考えられるのではないのでしょうか。また、地域の中に福祉施設、介護施設などがある場合は、それらの連携はどういうふうにするのか。また、その人たちの安否はどういうふうを確認をしながら、どういった誘導をするのかなど、考えれば考えるほど気になることが多くあります。

昨年3月に当町の地域防災計画が策定されました。この計画書には、行政の役割や体制は事細かくにわたって記してありますが、各地区や学校、施設との連絡体制、また、対応の部分があまり詳しく理解できるものではないと思います。地区や住民、学校や施設との連携と協力がなければ、さらに大惨事になるということも考えながら質問に入ります。

まず、今回の防災訓練に当たっての訓練の詳細、また結果、成果をお聞かせいただきたい。

2つ目に、現在、非常事態に備えての町の考え方や体制、また実態などをお聞かせいただきたいと思います。

3つ目に、今後に備えて事細かなシミュレーションを描いた準備をしていく必要があるのではないかと考えますが、そういう計画書をつくるようなお考えがないのか、お聞かせいただきたいと思います。

最後に、可能であればそういったシミュレーションに基づき、町全体が一斉に1つになって、考え方も行動も同じ気持ちになりながら防災訓練を実施することがベストではないかと考えますが、以上、4点を町長にお聞かせいただきたいと思います。

また、教育長には、3月7日に三河内小学校で、地震を想定された避難訓練が実施されました。

災害に備えて学校や幼稚園、保育所との連絡体制、また指導体制の現況はどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

また、学校、幼稚園、保育所の家庭との連絡体制など、内容も詳しく充実すべきではないかと思いますが、その辺のお考えもお聞かせいただきたいと思います。

以上、簡単ですが、町長と教育長にお伺いします。

議 長（糸井満雄） 今、家城議員の質問中でございますけども、ここでいったん休憩をとり、休憩後に答弁を求めたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。家城議員、よろしく願いします。

それでは、ここで休憩いたします。2時45分まで休憩をいたします。

（休憩 午後2時29分）

（再開 午後2時45分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 家城議員のご質問お答えいたします。

まず、防災訓練についてでございますが、先ほど家城議員もおっしゃいましたように、近年、

全国各地で異常気象による集中豪雨や地震によって多くの被害が発生しており、本町でも平成16年の台風23号の災害や、昭和2年3月7日の丹後大震災で甚大を被害を受けた歴史がございます。

本町におきましては、こういった過去の災害を教訓として、住民の防災意識の高揚と防災関係機関の体制強化、また、職員の実践的実務の習熟を図るため、地域防災計画に基づき昨年、ことしと3月に町主催の防災訓練を行っているところでございます。

まず、ご質問の1点目、3月2日の防災訓練の詳細と結果及び成果についてでございますが、今回の防災訓練は昨年の地震想定とは異なり、より身近な災害である風水害を想定した訓練として、昨年春に町内各戸に配布しました与謝野町洪水避難地図、野田川洪水ハザードマップを活用した避難訓練を行いました。

訓練は、台風接近の大雨により野田川の水位が上昇、土砂災害発生危険性が高まったとの想定で、午前8時から職員、消防団員の非常参集訓練を行い、これにあわせて各区でも警戒態勢確立の訓練を行っていただき、午前9時に野田川増水情報発令のサイレンを吹鳴し、午前9時25分には野田川の水位が避難判断水位を突破するとともに、町全域で土砂災害発生危険性が高まったとの想定で、避難勧告発令のサイレンを吹鳴し、地図上の浸水区域や土砂災害危険区域の方を対象に、もよりの公民館や小中学校等の避難所への避難訓練を行っていただいたほか、区役員、あるいは町職員によります避難所開設訓練、町内アマチュア無線協議会の方々には、地区と役場庁舎間の情報伝達訓練をお世話になりました。また、町で備蓄しております災害備蓄食料の一部を全地区に配布し、焚き出し訓練も行っていました。

訓練の結果及び成果につきましては、まだしっかりと検証はできておりませんが、避難訓練の参加人数は、加悦地域が避難所20カ所に957人、岩滝地域が避難所14カ所に328人、野田川地域が避難所33カ所に1,965人という結果でございました。この数字は町に報告いただいた人数でございますので、実際には、これ以上の方が訓練に参加され、携わっていただいたものというふうに思っております。

今回の訓練は風水害の想定であり、地域でも戸惑われたり、あるいは地震の場合と混乱された点もあったことと思います。今回の訓練が、実際の風水害の際に役立つものであったかどうか、町民の方にとって目につく訓練内容であったかどうか、今後、各区長さんからもご意見を伺いながら検証を行い、今後の防災訓練や防災対策に、役立てていきたいというふうに考えております。

次に、ご質問の2点目、非常事態に備えての考え方や体制の実態についてでございますが、近年、予測不可能な災害や事件、事故等が頻繁に発生していることから、緊急事態に対する初動対応の重要性や、リスクマネジメントに関心が高まっております。

本町でも合併当初より、速やかな災害の初動対応がとれるよう、合併と同時に職員用の災害初動マニュアルを策定したほか、昨年3月には町の防災対策や、緊急事態対応の指針となる地域防災計画と国民保護計画を策定し、事象別に対応方法を定めております。

また、その実態ですが、実際に災害、事件、事故等が発生した際、また、発生するおそれのある場合は、勤務時間内はもとより勤務時間外の休日、夜間等においても、宿日直者から直ちに担当者へ連絡を入れ、職員が登庁できる体制をとっており、素早い初動対応、関係機関や関係地区への速やかな連絡、事態掌握に対応できるよう努めているところでございます。

最後にご質問の3点目、4点目、災害に備えた家族、地域、行政などの役割と、町全体が1つになった防災活動や訓練の実施についてでございますが、改めて申し上げるまでもございませんが、防災の基本は、自分たちの町は自分たちで守るという郷土愛護の精神であり、大規模な災害が起こったとき被害を最小限に抑えるキーワードは、自助・共助・公助だと言われております。

もう改めてくどく申し上げて申しわけないですが、自助、自分の命は自分で守る、みずから危険を察知して適切な行動をとる。共助ということは、助け合いによって自分たちの地域を共同で守る。3の公助は、行政が災害に強い地域の基盤を整備するという事で、まず、災害への備えとして、各家庭においては家族の連絡先を定めておいたり、水・食料・救急用品などを一まとめに用意し、避難所の確認をしておくこと。また、家屋の耐震化や家具の転倒防止など、自分の命を守る対策を進めることが大切でございます。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊などによる生き埋めや、建物などに閉じ込められた人のうち、約95%は自力、または家族や隣人に救出・救助されたという報告もされておりますし、大規模地震などの発生直後には行政による活動よりも、地域の連携による活動き方が重要だと言われております。まずは自分の身の安全を守り、次に周りにいる家族、そして隣人に住む人たちと助け合いながら、地域を守る活動に移っていただくことが大事であるというふうに考えております。

災害当初において、地域の命や財産を守れるのは、そこに住む地域の人たちでございます。共助の役割を十分に担えるよう、日ごろから自主防災組織が中心となって地域の防災活動に取り組んでいただき、行政は公助として自主防災活動の支援や組織の育成、災害時における情報伝達網や避難施設の整備、また、災害対策用資機材の整備、備蓄などを進め、家庭、地域、そして行政がうまく連携するように支えることが重要であり、この連携が十分機能するよう計画的に防災訓練を行ってまいりたいというふうに考えております。

ご質問の中には、行政で防災対応の設計書をつくってというご提案もございますが、仮に行政で住民向けの防災対応マニュアルを作成いたしましても、地域特性まで考慮した実用的なマニュアルの作成は困難であろうというふうに思います。既に一部の地域では、地域版の防災計画や、防災マップを作成され、これに基づく地区単位で防災訓練を実施されるなど、町主催の防災訓練より細やかな訓練を行っていただいている地域もございます。災害対応のマニュアルなどは、やはり地域のことを一番よく知っている地域で作成いただく方が、地域に合った、行動しやすいマニュアルになるのではないかとこのように考えております。

町といたしましても、引き続き地域の防災活動を支援し、防災訓練や職員出前講座などを通じて、町民の皆さんへ自分たちの町は自分たちで守るという災害に対する基本的な考えと、自助・共助・公助のキーワードが浸透するよう啓発を続け、こうした考え方に基づいた防災活動や防災訓練を行いたいというふうに考えております。

以上、家城議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 家城議員の方へのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1番目の災害に備えての学校や幼稚園、保育所との連絡体制や指導の現状はと、また、学校や幼稚園、保育所の認識度や体制は把握できているのかということでございます。

子どもは保育所の方は管轄外でございますので、学校と幼稚園の災害に対する計画等についてお答えさせていただきます。

学校、園におきましては、防災計画の策定がなされております。特に以前ですと、阪神・淡路大震災以前は、むしろ安全教育の一環として火災における避難訓練、それから地震に対する備え、避難訓練、それらをやっていたわけでございますけれど、阪神・淡路大震災後は、今度は防災教育という新しい教育の領域ができて、そして災害に対しての知識と子供たち、それから実際に避難行動の仕方について教育を進めているところです。つまり火災、風水害、地震等の発生に際し、児童生徒の安全を守り、さらに校地、校舎及び積雪に対する管理物件の保全に万全を期するため、各学校、園では防災計画を策定し、実際に災害等が発生したときに組織的有効に機能するように、定期的に訓練を実施しているところです。

特に、防災計画のこの中でもいわゆる消防計画と、いわゆる学校の火事に備えたその対応として消防計画を立て、そしてこれは消防署の方に提出することになっております。そして当然1年に1回は、その訓練をするよう義務づけられているところでございます。

したがって、各学校、園におきましては火災を想定した訓練、あるいはまた地震を想定した訓練、それから風水害を想定した訓練等を、年間計画の中に位置づけて実施しているところです。

特に、また地震につきましても、地震が必ずしも学校の授業時間中に起きるとは限りません。授業時間中でも、教員が直接生徒把握している授業時間に起きるとは限っておりません。業間に起きることも想定されますので、いわゆる休みの時間に起きたときにはどういうふうにするのか、あるいは登下校の途中で起きたらどういうふうにするのかという、そこまで学校によっては区分しながら、子供たちを指導しておるところでございます。

それから次に家庭との連絡体制ということ。ちょっとご質問の中で私なりに理解しますと、ご質問の中に親が学校に来るといような、そういうようなことございましたので、多分、その観点からのご質問だろうと思ひまして、それでお答えをさせていただきます。

学校では基本的には、特に風水害の場合です。いわゆる学校で授業中に台風でございますと、警報等が発令されます。そうしますと、臨時休業の措置をとります。そして子供を安全なうちに帰すということになります。しかし場合によれば、帰す状況ではないときがあります。それからまた家に帰しても、家に保護者がいないという状況も考えられます。

したがって、そうした子供たちにつきましては学校にとどめておいて、そして家庭への連絡をし、何時までに迎えに来ていただくようにとか、そのような連絡をさせてもらっておりますし、地震の場合も一応安全な場所に避難をしていますので、そこへ迎えに来てもらうようお願いをしておる次第でございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） ちょっと私自身の頭がこんがらかっておりましてあれなんです、参加人数につきましては3250人、町内でということで、それ以上に参加をされとるということでお聞きをしました。

先日、第1次与謝野町総合計画概要版というのをいただきまして、その与謝野町のベンチマー

クの中に、防災訓練参加人数の増加ということも書いてあります。現況で9,502人、平成18年の人数に対して、1万3,000人の参加を24年には目標にやっという中で、今回3,200人、多く見ても5,000人の参加ではないかなと考えております。

そういう中で、この防災というものに関しての町民の方の意識というものが、身近にはそんなに起こらないのではないかなという気持ちを持たれとる方が、非常に多いのではないかなと。そういった中で台風23号につきましては、そういう思いでおられた中、非常に悲しい出来事が起こったというような現状もあります。

そういう中で、まず町として先陣を切って計画書という部分でございますが、ガイドブック的なものを行政と民間の人が一緒になって、話し合いながらつくっていく音頭取りを、行政の方で先頭を切ってやっていただくことがベストではないかなと思いますが、いかがお考えか、1つ目がそのことにちょっとお答えいただきたいのと。

また、この総合計画の中には、当然、自分の財産、自分の命は、自分で守っていくというのが基本にはあるんですが、町として何ができるのかという中で、例えば先ほども言いましたが、福祉、介護の施設などとの連携とか、また、地区では先日の防災訓練で岩屋地区、また加悦奥では、町報でも載っておりましたが、地域ごとに取り組んでおられる地区もありますが、中にはまだまだ体制が整ってない地区が多いと思います。

そういう中で、いかに混乱を招かないような、現状でもしものことがあったときに対応できるかという話し合いを、常にする必要がないかなとは思いますが、いかがでしょうか。

それから最終的に、先ほども学校の話をしていただきましたが、時間が事前にわかっている、また、集合場所も事前にわかっている中で防災訓練をして、ただ単にその場所に、失礼な言い方ですが、集合するというような形では、この目標である1万3,000人という人数に対して、果たして24年には、それだけの人が集まっていたりするのかという思いもあります。学校の授業中、ないしは日ぐらいいは設定されといてもいいかと思いますが、仕事でしたら機を織っておられるとこだったらサイレンが聞こえなかったり、やっぱり現実に近い形で取り組み計画を立てられて、近所で来ておられない方は、なぜここに来れなかったのか。また、働きに出かけておられる方に連絡はどういうふうにするのか。地域で話し合ってください材料をつくるにしても、そういう現実に近い訓練を実施することが大切ではないかと思っております。その辺のお考えを、お聞かせいただきたいと思っております。

また教育長の方には、先ほど学校の方から各家庭には、そういう連絡体制をお願いしているということでお聞きしたんですが、私の認識不足ならお許しをいただきたいんですが、うちの子も学校に通っておりますが、そういう場合はどうするというような話は、あまり聞いたこともございません。

台風23号のときには、そういうものが例え決まっても、三河内でお勤めの方が宮津の方で、子供が1人で家におる状態であるという中で洪水の中を帰られて、川に流され亡くなられたという方もおられます。やっぱりいざというときはもう周りが見えず、自分が何をすることも冷静に考えれず、行動する方が多いと思っておりますので、その辺もきちとした日ごろから災害に備えての認識を、高めるような取り組みをすべきではないかと思っておりますが、その辺のお答えをいただきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 家城議員のご質問の趣旨が、ちょっとわからないところがあったんですけども、先ほどから申しておりますように防災訓練といいますのは、そうしたことが起こったための、一つのこういう災害を想定して訓練をしてくださいということで、一応町からそういうご案内を各区へ、区長さんを通じてやらせていただいております。

しかし今回もそうでしたけれども、うちの区は、うちの区の従来どおりのやり方でやるという区もございましたし、わかりましたと、それにプラス自分たちの地区のそういう防災訓練を、昼から使っているような訓練をするんだという区もございましたし、本当に受けとめ方が各区、あるいはまた各地区によって非常に温度差がございます。

そうしたことも含めて今回は2年目ですし、前は地震、今回は風水害ということで、やはり同じ地区であっても、その災害によって避難する場所も違って来ますし、そういったことも含めて、そういう想定の方針をさせていただいたわけですけども、まだ始まったばかりで、おっしゃるように住民の方たちが、そのことに対して真剣に受けとめていただいているかと言うと、地区によってはそういう温度差があるというふうに思いますし、区においても区長さんのとらえ方によって、大変大きな違いがあるのではないかなと思います。

ですから、そうしたことを啓発する意味で1年に1回であっても全町一斉に、こうした訓練をしようということでございますので、今回も本当にいろいろな多くの課題があったのではないかなと思います。それはそれぞれの課題の解決に向けて、次の年に向けて、やはり一定の1年間をかける中で、一番根底であります家庭で取り組むこと、また、隣組で取り組むべきこと、その地区で取り組むべきこと、区の中でじゃあどうするかということ等、町との関係でなくても、この施設においても、そういうことが必要かというふうに思いますし、それらを引き続き啓発していくような方向で進めていきたいと思っております。

先ほどおっしゃったように、そういう計画をつくるときに町の職員も入ってどうだということですけども、先ほど申し上げましたように、そうしたことについての説明をせよとか、あるいは出前講座で聞きたいとかいろいろとあろうかと思っておりますし、そういうお手伝いはさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり真剣に各地区において、自分たちの地域がもしそういう状況になったときにどうすべきかということ、1つのハザードマップ等を参考にさせていただいて、あるいは町の防災計画あたりを参考にさせていただいて、それぞれの地域でやはりそうしたことのネットワークをつくり上げていただくということが、ご近所の底力じゃないですけども、そうしたことが大切ではないかなと。そのきっかけに、町としてはさせていただきたいというふうに思っております。またそうしたことが決まれば、うちの区はこういう状況だというようなことをまた集めさせていただいて、一斉に通知をしたり情報を発信するときに、それらのことを踏まえて、また対応ができるのではないかなと思いますし、1つ1つの積み上げから、決して100%なんていうことはできませんけれども、1つでもそういう課題を解決することができればというふうに思っておりますので、また議員さんの方からでも地域において、やはりそうしたことの重要性をいろんな場面で伝えていただきまして、地域が自分たちで守っていけるような体制づくりに、ぜひ提言をしていただけたらと思います。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 家城議員の再質問にお答えします。

学校で行っています災害に対する訓練につきましては、これはあくまでも基本的なものでございますので、やはりこれをもとに子供たちに指導を徹底していきたいと思っております。

そしてまた災害につきましては、予想できないことがあります。臨機応変ということは非常に大切なことでありますので、学校の現場の方にもそのようには指導をしているところです。

ちょうど今思い浮かべますと、消防のある操法はじゃあ何のためにやっているんだろうかということ。実際、あの形で火事の現場でやれるのかといえ、そうではないです。しかし基本的には、あの操法にのっとってやられとるはずなんですね。しかし、その中で現場の状況に応じて、いろいろな対応の仕方をされとると思います。

したがって、学校においてもそのように臨機応変な対応をするよう、また年度当初の校長会におきまして、本議会でそうした質問があったことをつけ加えまして、指導の徹底を図りたいと思います。

以上です。

議長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 今後いかに現実にかつこういうことが起こった場合、それこそ臨機応変ということもありますが、備えあれば憂いなしということもありますので、地域、住民、また学校、施設、それぞれが連携をして大惨事につながらないように、またパニックが起こらないよう取り組んでいただきまして、いかに町民が災害に対する意識を持っていただくかということに、今後もさらに努めていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（糸井満雄） これで家城 功議員の一般質問を終わります。

次に、4 番、廣野安樹議員の一般質問を許します。

4 番、廣野安樹議員。

4 番（廣野安樹） それでは議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

きょうの一般質問の最後となりました。済みません、時間をいただいてご静聴いただきますようお願いをいたしたいと思っております。

私は3つの点について質問をさせていただきます。小学校の統合建設委員会を早期に立ち上げ、そしてまた上水道について、そしてまた下水道について、この3点についてお伺いをしていきたいと思っております。

まず1点目でございますが、教育基本法も改正され、土曜、日曜日の過ごし方、教育の見直しがされる中、学校を取り巻く環境も状況も変化をいたしております。与謝野町小学校におきましても、1学年が10人に満たさないような学校があるようなことでございますが、新町も新しい教育環境の整備を行う中で、小学校の教育問題は避けて通れない問題であり、総合計画審議会の中でも答申をされておるわけでございます。

その答申を受けて平成20年度一般会計予算に、明日の人材を育てる教育文化のまちづくり、第1節に、地域とともに育てる楽しい学校の施策の方針の中に、学校の再配置の推進、事業名、学校適正規模適正配置検討事業として、事業内容では、学校等適正規模配置検討委員会（仮称）

の委員報酬費が54万円計上されております。先月、2月13日に新聞で、宮津市統廃合が発表されている状況であり、橋立中学校の問題にも関係いたします。そうした中で、早急にこの問題を検討する必要があるというように思っております。この検討委員会は、いつごろ立ち上げられるのか。また、構成メンバーはどのような方に考えておられるのか、町長にお伺いをいたします。

2点目に、上水道についてお伺いをいたします。

水は町民の生活にとって重要なライフラインでございます。地域施設の整備には多額の費用がかかりますが、早期に施設整備を施行し、町民に安心していただく事業整備を一日も早く取り組んでいただきたいと思います。維持管理費用につきましても、多額の費用がかかってきます。岩滝地域の上水道は、第4次整備計画が進められている状況であります。第4次整備計画が進められる中で、水道の特別会計も減価償却費を取り崩し、単年度の収支の赤字の減額を抑えておる状況であり、料金の見直しも岩滝町の時代に平成15年度か16年ごろには、この第4次をやることによりまして、料金をアップしなければいけないというような委員会での検討をされておったわけでございますが、町民の生活が大変厳しい状況の中で、現在まで抑えておるのが現状でございます。

2月28日、上下水道の審議委員会の会議の中でも、平成21年度をめぐりに料金の見直しを行いたいとの話をお伺いしましたが、今後どのように審議され、検討されるのか、お伺いしておきたいと思っております。

次に、簡易水道についてお伺いをいたします。

簡易水道も多額の事業費を投じられ、平成18年度11億円、平成19年度には9億円、平成20年度には9億3,000万円、平成21年度には9億6,000万円、平成22年度には10億2,000万円、23、24年にも10億円ほどの整備費が予想をされている状況にあり、今までにも多額の費用がかかっている状況でございます。現在の起債の状況はどのようになっておるのか、お伺いしておきたいと思っております。

簡易水道は平成21年度に統合される。起債の状況から使用料の料金が心配されるが、今後の見通しはということで、お尋ねをしておきたいと思っております。

また、一般会計から簡易水道会計へ事業費が繰り出されておりますが、地方交付税の算定額は算入をされておるのか、この点もお伺いしておきたいと思っております。

それから岩滝地域の上水道と簡易水道の統合が、平成28年度に行われるわけでございますが、与謝野町上水道として一本化になるのか、この点もお伺いしておきたいと思っております。

次に、下水道についてお伺いをいたします。

町民のテーマである「水・緑・空 笑顔かがやく ふれあいのまち」をテーマに、一番先に水が上げられております。阿蘇海の水の汚染を、一日も早く阿蘇海の浄化ができる日を待ち望んでおるのは、特に旧岩滝町民であろうというように思っております。

この浄化には、下水道の接続により雑排水の流出を少なくすることが、一番の効果のある対策であろうというように思っております。下流の者はこうした水の汚染には、大変苦慮しておるのが現状でございます。この点について、下水道整備に多額の費用がかかっているが、現在の起債の残額は幾らになっておるのか、お伺いしておきたいと思っております。

また、2点目に下水道の接続状況、未接、まだ接続されていない方の対策はどう対応されるのか、この点、町長にお伺いをして、第1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 廣野議員ご質問の1番目の「小学校の統合建設委員会を早期に立ち上げを」という点についてお答えいたします。

ご承知のとおり町内には小学校が9校、中学校が組合立も含めまして3校でございます。特に小学校は、各区ごとに9校が存在しており、今までから適正規模、適正配置の問題に関しましては、さまざまなご意見を伺っているところでございます。本年度策定いたしました総合計画の基本計画の中でも、施策方針として学校の再配置の推進ということで、適正規模適正配置化に取り組むこととしております。

また、過日の平成20年度の当初予算の提案説明の中でも、学校等適正規模適正配置検討事業は、学校のみならず保育所も含めて検討委員会を設置し、1年をめどに検討していくことと説明させていただき、その検討委員会の報酬費も一定額計上しているところでございます。

議員のご質問の小学校の統合建設委員会（仮称）という意味合いとは若干異なりますが、年々小学校の児童、あるいは中学校の生徒が減少していく中で、将来、学校等の適正規模や適正配置はどうあるべきかなどを検討していただき、町長の諮問機関としてではなく検討機関という位置づけで、検討結果を私に提言をしていただきたいというふうに考えております。

また、設置は新年度に入りましたら、もう早い時期に立ち上げたいというふうに考えております。さらに、この委員会の構成メンバーは、将来の児童生徒にかかわる問題でございますので、学識経験者のほかにPTAの役員や若い保護者の方々などにもお世話にさせていただき、将来の与謝野町の学校や保育所のあり方について、提言いただきたいというふうに考えております。

次に、2番目の上水道についてのご質問にお答えしたいというふうに存じます。

答弁の流れから、議員ご質問の項目と若干順序することとなることを、ご容赦いただきたいと思いますというふうに存じます。

ご承知のように与謝野町の水道は、岩滝地域で上水道事業、野田川、加悦地域で簡易水道事業の2つの事業を実施しております。まず、上水道事業の状況をお答え申し上げます。

現在稼働しております浄水場が、男山、石田の2施設でございます。平成9年に将来の水需要の増大に対応するための第4次水道拡張改良計画が、平成20年度の完成をめどに策定されており、その整備メニューに板波水源の再整備、男山浄水場急速ろ過器の増設、配水池の増設や老朽配水管の布設替えなどが上がっております。

しかし現状の水需要は横ばいの状況であり、無理に拡張計画を推し進めることは経営面にも大きな影響が出ることから計画を先送りをして、石綿管や赤水の原因になっている老朽鑄鉄管など配水管の布設替えを行っているのが現状でございます。このように施設整備は先送りとしてまいりましたが、経営状況は大変厳しく、平成13年度から連続で2,000万円前後の純損失を出す、いわゆる赤字経営を続けているのが実態で、平成21年度では貯金までもがマイナスになってしまうため、平成21年度の料金値上げを余儀なくされている状況でございます。

具体的な値上げ幅につきましては、拡張計画を見直す中で新たな財政計画のもと料金設定を行い、上下水道審議会などにお諮りをしながら決定していくこととなりますが、最低でも現在の基本料金1,350円を簡易水道と同じ1,500円までは、引き上げなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、簡易水道事業の状況でございますが、現在稼働しております浄水場が地域的、地形的、または水源などの要因で20施設もございまして、そのいずれもが昭和30年代、40年代の老朽施設であるために抜本的な改良を余儀なくされ、10年ほど前から徐々にではございますが、施設整備を進めてまいりまして、平成18年の合併時では6浄水場の整備が完成という状況でございます。

そこで合併を機に、この危機的状況を打開するため、10年後の平成27年度に全簡易水道整備の完成を目標にした水道整備計画を策定し、その計画に従い整備を進め、今年度末までに新たに2つの浄水場の整備を完了しようとしているところでございます。

なお、皆さんにお示ししております水道整備計画は、将来の誤差をできるだけ小さくするために、直近の5カ年のローリング方式とさせていただいておりますことを、ご了承いただきたいというふうに存じます。しかし、これらの整備を行っていくためには、議員もご指摘のとおり膨大な費用が必要になってまいります。そこで上水道、簡易水道の制度的な特徴をご説明申し上げたいというふうに存じます。

ご承知のように上水道、簡易水道の事業区分は、設定した給水区域の計画給水人口により分けられ、計画給水人口が5,000人を超える事業が上水道、5,000人以下の事業が簡易水道となります。この設定した給水区域と申しますのは、1つの浄水場が給水する区域という意味でなく、複数の浄水場の給水区域を足しあわせることによっても、計画給水人口が5,000人を超える場合には上水道となることから、現在の簡易水道区域でも給水区域を足し合わせれば、すぐに上水道となることが可能なわけでございます。

では、なぜ上水道にしないかということになりますが、ご承知のとおり上水道は公営企業法の適用となり、施設の整備にかかる国の補助金はもとより、起債の元利償還に伴う交付税措置などが一切ございません。すべて使用料金で賄う独立採算制になるものでございます。

一方、簡易水道では、国の補助金のほか起債の元利償還分や、給水人口にかかる分として交付税措置が受けられ、有利に事業展開ができるというものでございます。この制度は地域条件が悪いことから、結果として施設整備に膨大な費用がかかり、使用料金が高額になってしまうことを抑制するとともに、住民に地域格差が生じないようにするための措置でございます。

制度的な特徴は以上でございますが、平成18年度末に国の動きとしまして、できるだけ早期に簡易水道を上水道に移行させるべく国庫補助金基準の見直しがされ、提示する条件を満たさない簡易水道は、平成28年度までに上水道に移行しないと補助金を出さないという通達が発せられました。これによりまして、当町の簡易水道も平成28年度までに現在のの上水道と事業統合し、新たに与謝野町上水道事業とすることが義務づけられたものでございます。

幸いにも現在策定しております簡易水道の整備計画は、完成目標年度が平成27年度でございますので、整備計画に基づいて国の補助金を受けながら事業を実施していけば、整備が完了した時点で上水道へのそうした統合ができることとなりますが、逆に財政事情などから整備を先送り

すると、補助金や交付税が受けられなくなり、まさに足かせをはめられたとも言える状況になったことも事実でございます。

それでは現在策定しております整備計画に基づいて整備を実施したとして、起債の元利償還、いわゆる公債費の予測をお答え申し上げます。

まず、起債の残額でございますが、平成18年度末残高が約43億円で、将来的には平成26年度がピークとなり、その時点での残高は約67億円になる見込みでございます。次に、元利償還額でございますが、平成32年度がピークとなり、その時点での償還額は約4億円となる見込みでございます。

このように膨大な公債費の見込みに対しまして、現在の使用料収入額は3億3,000万円足らずでございますので、事業運営を行いながら、この公債費を使用料金だけで賄おうとしますと、水道統合後の使用料金が途方もない高額になることは、議員のご指摘のとおりでございます。

そこで、迎えるこの事態を少しでも抑制するためには、数年前から一般会計からの繰り入れを行っておりますが、一般会計におきましても三位一体の改革以来、大幅に地方交付税が削減され、財政調整基金からの繰り入れにより必死にやりくりをしているのが現状でございます。交付税措置分を全額繰り入れしていることはありません。交付税措置分を全額繰り入れしようと思えば、現在、町が単独で実施しています福祉、教育、産業施策等、交付税の算定上措置されないものは、すべて廃止するなどの対応が必要となり、すぐにできるものではないことをご理解いただきたいというふうに住じます。

しかしながら水道料金につきましては、すべての町民にかかわるものであり、今後の使用料が町民の皆様理解がいただける金額になりますよう、可能な限り努力を行っていく所存でございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、3番目の下水道についてのご質問にお答えいたします。

1番目の起債残高でございますが、平成19年度末で公共下水道事業が112億6,344万3,000円。内訳といたしましては、公共が4億5,781万1,000円、特環が72億563万2,000円となっております。また、農業集落排水事業が1億3,114万1,000円で、合算いたしますと113億9,458万4,000円となる見込みでございます。

2点目の下水道への接続状況と、未接続の方への対策はどのようにされるのかとのご質問でございますが、平成18年度末での水洗化率は、公共下水道事業が、接続可能人口1万9,769人に対し、接続完了人口は1万1,594人で58.6%、農業集落排水事業が、接続可能人口111人に対し、接続完了人口は57人で51.4%、浄化槽設置整備事業が、接続可能人口933人に対し、接続完了人口は155人で16.6%、いずれも低い数値となっております。

与謝野町の水洗化事業は今申し上げました3事業でございますが、このうち公共下水道が全体の95.2%を占めております。この大半を占めます公共下水道事業の19年度の接続状況を18年度と比較いたしますと、1月末現在で接続世帯が18年度は258戸、19年度が317世帯で59世帯、率に対しまして22.4%の増となっております。19年度末の正式な普及状況は、平成20年3月31日の行政人口がわかり次第計算いたしますので、4月後半にも

お知らせできようかというふうに思います。

廣野議員におかれましては、さきの9月定例会でもこの水洗化率に関しましてのご質問、ご指摘等がございましたので、私どもも今後の水洗化率向上に向け、どのように進めていけばよいのか、この間、鋭意検討をいたしました。なぜ岩滝地域は率が高く、加悦、野田川地域は低いのか。地域にお住まいの住民の意識の違いによるのか、経済的理由によるのか、奨励金制度の有無によるのか、家屋の構造によるのか、跡取りの有無によるのか、家屋の老朽や土地、屋敷の所有権の問題なのかなど、未水洗化の理由はさまざまでございます。

旧町時代に水洗化についてのアンケートを実施された町もありますが、未水洗化の理由としては、経済的な理由によるものが1番だったと伺っております。その経済的理由に対し、行政として現在手当てをしているものは、奨励金制度、融資斡旋利子補給制度でございますが、限界がございます。地域経済がますます冷え込んできております昨今、なかなか水洗化工事に踏み切れない住民の方も多いかと思えます。

こうした中で、一層の水洗化率向上に向けての対策でございますが、議員からもご提案いただきました、まずは我々町職員が率先して水洗化を行うことや、町政懇談会、区長会等で水洗化促進についてをお願いをすること、広報よさので水洗化をお願いをすることといった周知、啓発が重要であるというふうに考えております。

そのほか、既に供用開始後3年を経過しているご家庭への接続お願いの文書を配布することや、これに関連いたしますが、18年度から実施しております供用開始にかかる「お知らせ版」の各戸配布に加え、供用開始後2年目のご家庭には、2年目に入りました、そろそろご準備ください。3年目にご家庭には、3年目を迎えました、奨励金交付制度、融資斡旋利子補給制度の利用期限が切れますので、ことし中にお願ひしますなど、その都度水洗化に係る「お知らせ版」を、お送りしてはどうかというふうに考えております。

今申し上げますお願いや啓発を繰り返すことにより、水洗化向上を図ってまいりたいというふうに存じております。

以上、廣野議員のご質問の第1回目の答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） いろいろと、長々と答えていただきましてありがとうございました。

それでは検討委員会につきまして、ちょっとお尋ねをするわけでございますが、ほとんど検討委員会には、今、議員さんは入っておられないのが状況だろうと思うんです、検討委員会の中に議員が。それはなぜ議員を入れておられないのか。そうしたことについても、1点お伺いをおきたいと思えます。私はやはり関係する議員はこうした大きな事業には、やっぱり入っていくべきだというように私は思っておりますが、町長のお考えをお聞きをおきたいと思えますし、それから水道につきましては、確かに今、上水道につきましては非常に厳しい状況だということもわかっております。簡易水道につきましては、さらにこれ多額の事業費が投入されるわけでございますので使用料にアップされる。その点については、十分検討していきりたいというようなことを言われましたので、この点につきましては十分お考えをいただきたいというように思っておりますし、なかなかこうした厳しい状況ですので、公共料金のアップというのは非常に町民にかかる一番大きなことだろうと思っておりますので、十分考えて検討していただきたいというように思

っております。

それから下水道につきまして、町長、先ほど大分答えていただきましたが、下水道法、これにつきましてなかなかご理解をいただけてない。これはこの前も、先ほど言われましたように、9月の定例議会の決算議会の下水道の中でも言わせていただいたわけですが、町長が18年3月1日に条例を提案をされております。この議会でもそれを全員で承認をいたしておるのが現状であるわけですが、その条例につきまして町長の方からもう一度、理事者側、また結局議員に対してももう一度、こういうことで下水道法があるんだということを、お知らせいただきたいというように思っております。

それから下水につきましては、すぐに下水ということになりますと、便所までということをお考えになる方がたくさんあるわけですが、条例の中には管が来たらいわゆる速やかにと申しますか、ここには遅滞なく排水設備を設置しなければいけないということでございまして、先ほど言うておりました阿蘇海やいろんな、結局下流の者は、やはり一番困るのは雑排水の管理でございます。それを理解をしていただいて、接続を早くしていただければ、雑排水のやつだけはそんなにかからないというようにお聞きしております。台所を直したりそういうようなことをされると、とにかく金額はかかってくるわけですが、おふろの水の排水、台所の排水、それをまず先に接続していただくことが阿蘇の浄化につながると思いますし、条例の中に先ほども申し上げました町のテーマの中に、水ということが一番先にうたっておられる。

それと、この前配っていただきました第1次与謝野町総合計画の中にも「水・緑・空」、町長の一番最初の中にも、これがうたってあるわけですが、これだけ町民に対して、やはり水ということをやっている以上、やはり阿蘇海の浄化は、もう本当に岩滝町町民にとっては大変な状況でございます。

この前も、ある男山の方にお聞きをしておりますと、やっと来たわということで、11軒の隣組で9軒まで、すぐに管が来たとともに接続をされた。今、10軒目が申請をされておるといようなこともお聞きをしております。この議場の中におられる岩滝町の議員、並びに理事者の方は、全部下水を接続されております。やはりこうした中におる者は率先して条例を守り、結局こういった町民の先頭に立って、先ほどお聞きをしておりますと113億円も大変な金を投資した事業でございますので、どうか理解をしていただいて、この点につきましては下水をする、まず雑排水の接続をお願いをしていきたいというように思っております。

それにつきましては、先ほど町長の方も取り組みをきばって言うていただきましたので、まず条例のことにつきまして町長の方から明確に町民に、これは加悦のCATVではみな通じておりますので言うていただいて、町民にできるだけPRをしていただいて、一日も早く管が来るとここには接続をしなくてはいけないんですよということを、PRをしていただきたいというように思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどの適正規模適正配置等の検討委員会につきましては、まだ人選はしておりませんし、議員は入れないということにもなっておりません。先ほども申し上げましたように、これは諮問機関ではなくて、検討していただく機関でございますので、学識経験者等の中に議員が入られてもいいんじゃないかというふうに思いますし、今後の中身につきましては、ま

だ確定いたしておりませんので、きょうおっしゃいましたそういう議員のご提案も加味した中で、考えさせていただきたいというふうに思っております。

それから上水道についての料金の問題ですけれども、合併協議の中でも、この基本料金等についての論議がございました。その時も当時、岩滝町においては、今後、改築をする予定があるけれども、今はその必要がないんでということで据え置きになったと記憶しております。今現在そうしたものが老朽化してき、また今後、上水道として統合していかなきゃならないそういう状況の中で、やはり1つの企業会計として、もうここは避けては通れない。料金を上げるということについては、避けては通れないというふうに思いますし、先ほど申し上げましたように簡易水道の方とのあまり整合性のないような、格差の生じないような形でやっぱり見直しも必要かと思っておりますので、今後のそうしたことについての課題とさせていただきたいと思っております。

それから下水道等につきましてでございます。先ほどおっしゃいましたように下水道法では、処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において、準用する同条第1項の規定により工事された下水道の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならないというふうに第11条の3で決められておりますし、その中の3項では、こうした第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて当該くみ取り便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができるという。ただし当該建築物が近く除却され、または移転される予定のものである場合は、また、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等、当該くみ取り便所を水洗便所に改造していないことについての相当の理由があることが認められる場合は、この限りではないというふうに下水道法では決められております。

それを受けまじな与謝野町の公共下水道条例におきましては、排水設備の設置義務のところ、公共下水道の供用が開始されたときは、遅滞なく排水整備を設置しなければならない。ただし、水洗便所への改造義務については、法第11条の3に定めるところによるということ、これはどういう形のものをしなさいということですが、そこまで、その後どうこうということは、ここには規定はしておりません。

ただしおっしゃるように、3年間の間にできるだけ接続をしていくということについては、これはもう皆さん当初からのご理解をいただいている点でございますので、やはりそれらについて、できるだけ一日も早い接続をお願いしていく努力を、我々もしなければならないなというふうに思っておるところでございます。

一般質問に入ります前に、下水道の質疑の中でも赤松議員さんにもお答えいたしましたように、そうした姿勢で進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 下水道法では第48条に、先ほどありました第11条の3、第3項または第4項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処すということも下水道法にはあることをご理解をさせていただきたいというふうに思いますし、町の条例には、これはありませんが、町の条例の方には法第11条の3に定めるところによるとうたっておりますので、私はこの中に入っておるんだというようなことを思っております。

今もいわゆるこの条例があることでございますので、町の町民憲章の中にも、決まりを守り、

自立心を養いましょうという言葉が入れてあります。皆さんも読まれたことだろうというように思っておりますので、やはり私は決まりを守るということは、町民である我々は、やはり条例は守っていくんだということをお互いに理解していきたいというように思っておりますので、特にここにおられる方は今町長が言われましたように、できるだけ早いうちに下水の接続をお願いをしておきたいというように思っておりますし、管の来ておられる方は、まだまだ管が来ておられない議員もあるわけです。本当に管がつなぎたくてもつなげないという方が、町民の中にはたくさんございますので、そうしたことを十分理解をしていただいて、管の来た方は一日も早くそうしたことで、113億円も事業費をかけて事業をやっておりますのでご理解をいただいて、接続することによって、町の事業をやることによって活性化も、活力も出てくるだろうと。

事業は先ほど言いましたように、雑排水であれば20～30万円でいけるといようなこともお聞きしておりますが、やはり便所や台所を改修しますとやっぱり3桁ぐらいの数字、100万円程度の金額がかかってくるようにということも聞いておりますが、町のやはり活性化のためには、そうした事業で金を使うことも、この下水道をやっていく中での波及効果につながるのではないかというように思っております。できるだけ早期に、そうしたことを皆さんに理解をしていただいて、町民の多くの方が、待っておられる方もあるということも、理解をしていただきたいというように思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） これで廣野安樹議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、3月12日午前9時30分から、一般質問を引き続き行いますのでご参集ください。

苦勞さんでございました。

（散会 午後3時55分）